

事務事業の概要と現況

— 令和元年5月 —

政 策 経 営 部
総 務 部
危 機 管 理 室
会 計 管 理 室
監 査 事 務 局
選挙管理委員会事務局

目 次

(政 策 経 営 部)

組 織 図	1
職 員 配 置 状 況	2
分 掌 事 務	3
企 画 課	4
経 営 改 革 ・ 公 共 施 設 再 配 置 推 進 担 当 課 長	13
財 政 課	23
広 報 課	36

(総 務 部)

組 織 図	45
職 員 配 置 状 況	46
分 掌 事 務	47
総 務 課	50
職 員 課	55
契 約 管 財 課	59
営 繕 課	63
多 様 性 社 会 推 進 課	66

(危 機 管 理 室)

組 織 図	71
職 員 配 置 状 況	72
分 掌 事 務	73
防 災 課	75
危 機 管 理 課	93

(会 計 管 理 室)

組 織 図	97
職 員 配 置 状 況	98
分 掌 事 務	99
会 計 課	100

(監 査 事 務 局)

組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	103
職 員 配 置 状 況	・・・・・・・・・・・・・・・・	104
分 掌 事 務	・・・・・・・・・・・・・・・・	105
監 査 事 務 局	・・・・・・・・・・・・・・・・	106

(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)

組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	109
職 員 配 置 状 況	・・・・・・・・・・・・・・・・	110
分 掌 事 務	・・・・・・・・・・・・・・・・	111
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・・・・・・・・・・・・・・・・	112

北 区 組 織 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	115
-----------	------------------	-----

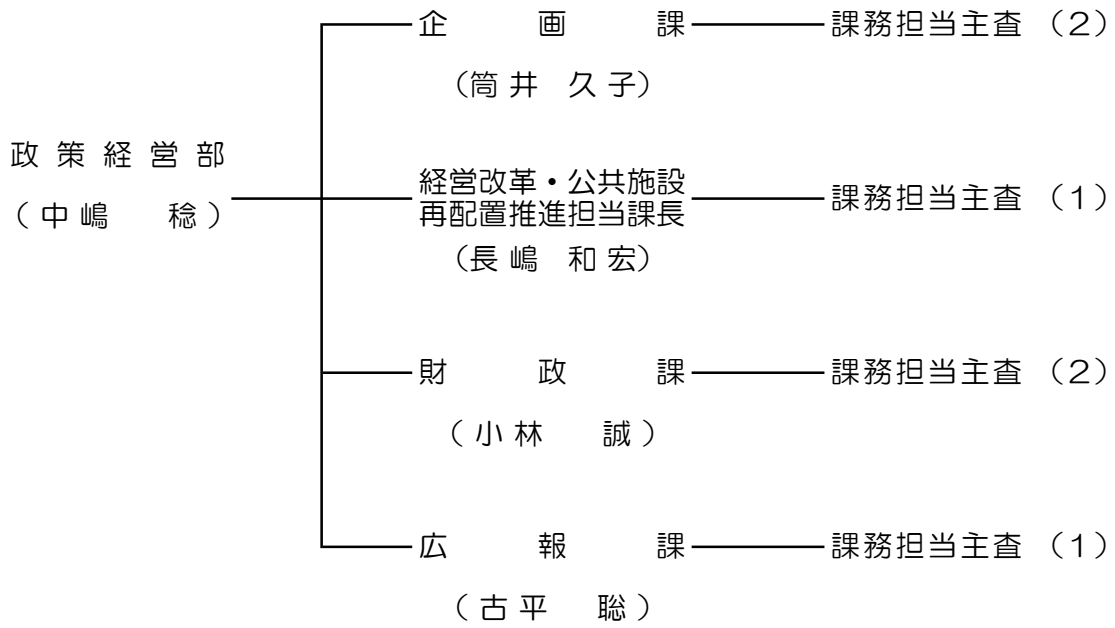
※注釈 1 各事業名の後の金額は、令和元年度予算額です。

※注釈 2 5月1日以降は「令和」と表示しています。

政 策 經 営 部

政策経営部組織図

平成31年4月1日現在



政策経営部職員配置状況

平成31年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
企 画 課	12	1	1	5	5 (※1)(7)			(※1) 政策課題研究会 兼務1名(職員課) 兼務2名(税務課) 兼務1名(生活福祉課) 兼務1名(介護保険課) 兼務1名(学校適正配置担当課) 兼務1名(区議会事務局)
経営改革・公共 施設再配置推進 担当課長	3		1	2 (※2)(4)				(※2) 兼務4名(財政課)
財 政 課	10		1	4 (※3)(1)	5			(※3) 兼務1名(企画課)
広 報 課	23		1	5	11	6		
部(計4課)	48	1	4	16	21	6		

分 掌 事 務

政 策 経 営 部

企 画 課

1. 区政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
2. 基本構想及び基本構想に基づく計画に関すること。
3. 庁議に関すること。
4. 総合教育会議に関すること。
5. 国有地解放に関すること。
6. 特命事項に関すること。
7. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
8. 部内他の課、係に属しないこと。

経営改革・公共施設再配置推進担当課

1. 行政の経営改革の推進に関すること。
2. 行政組織の調査及び改廃に関すること。
3. 公共施設の再配置の推進に関すること。

財 政 課

1. 財政計画及び財政調査に関すること。
2. 予算の編成及び配当に関すること。
3. 進行管理に関すること。

広 報 課

1. 区政の普及に関すること。
2. ニュースの収集に関すること。
3. 報道機関との連絡に関すること。
4. 広聴活動の企画及び調整に関すること。
5. 区民の要望及び苦情についての窓口相談、あっせん及び処理に関すること。
6. 区のイメージ戦略に関すること。
7. 区政資料室に関すること。
8. 外国人相談に関すること。
9. その他広報及び広聴に関すること。

政 策 経 営 部

企 画 課

1. 基本計画と中期計画に関する事務 (基本計画策定費 15,599千円) (中期計画策定費 1,242千円)

平成11年6月、「北区基本構想」を策定し、北区の将来像を「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち — 人と水とみどりの美しいふるさと北区」と定め、区民と区がともに達成すべき北区の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方を示した。その後、10か年の長期総合計画となる「北区基本計画2000」を策定し、以降5年ごとの基本計画や3年間の長期総合実施計画である中期計画を策定しながら、北区の将来像の実現に向けた施策を着実に進めてきた。推進にあたっては、限られた資源を重点的かつ効果的に配分するため、「区民とともに」という協働の精神を区政の全分野の基本姿勢と位置づけ、4つの重点戦略、3つの優先課題を掲げ、総合的、計画的、効率的な行政運営に努めている。

平成27年3月に策定した「北区基本計画2015」では、最重要課題と位置づけた「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」をめざし、3つの優先課題を中心とした取組みの充実を図ってきた。

その後、平成28年度は、平成29年度～31年度を対象期間とした中期計画を平成29年3月に策定した。

平成29年度は、次期基本計画の策定に向けた基礎資料となる「北区人口推計調査」を実施した。また、「北区転出入者アンケート」を実施し、これまでの施策が北区の転出入者の動向にどのように影響しているかを調査、分析した。

平成30年度は、平成29年度に実施したアンケート調査に加え、特に「子育てファミリー層・若年層の定住化」の視点で、住民異動や転入者の保育園への申込状況等についての分析に取り組んだ。また、「北区基本計画2015」の改定にも着手し、「北区民意識・意向調査」を実施して区民ニーズの把握に努めるとともに、学識経験者、区民代表、公募委員による検討会を設置し、7回の検討会を実施し、平成31年2月28日に検討会会長から区長に対して答申が提出された。

令和元年度は、この答申をもとに、具体的な事業計画を検討のうえ、新たな北区基本計画及び中期計画を策定する。

また、引き続き、北区行政資料集、北区施設現況図等を作成し、計画推進の参考とするとともに、事務事業評価の活用を図り計画の進行管理を実施する。

2. 企画調整事務 (企画調整事務費 7,584千円)

(1) 学校施設跡地の活用

学校施設跡地利活用指針に基づき、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるという認識のもと、区立小中学校の改築をはじめとした北区基本計画の着実な実現に向けた有効活用を図る。

平成28年度

旧清至中学校、旧赤羽中学校 学校施設跡地利活用計画策定。

平成29年度

旧赤羽中学校 公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施。契約交渉順位第1位の事業者を決定。

旧清至中学校 学校法人東京成徳学園に対して、提案内容の妥当性審査を実施することとしたが、提案価格が区の鑑定額に達せず、審査要項上、審査を行わないことができる場合に該当したため、妥当

性審査を行わないこととした。

平成30年度

旧赤羽台東小学校、旧滝野川第六小学校 学校施設跡地利活用計画策定。

学校施設跡地の経過と現況

平成31年4月現在

No.	旧学校名 所在地	経過と現況
1	桜田小学校 王子 5-2-8	平成17年 4月 第三次学校適正配置 平成19年 3月 学校施設跡地利活用計画策定 平成21年 3月末迄 統合校「王子小、王子桜中学校」の新校舎が完成し、 移転するまで、校舎として使用 平成23年 4月 桜田つぼみ保育園開設（暫定利用） （平成23年4月～平成29年5月） 平成24年 4月 暫定利用として、学校法人田辺学園（幼稚園）へ貸付 （平成24年4月～平成25年12月） 平成24年 7月 耐震工事のため王子福祉作業所仮移転 （平成24年7月～平成25年2月） 平成26年 4月 桜田つぼみ保育園3歳児クラス拡張 平成28年 2月 改築ステーションとしての整備計画決定（暫定利用） 平成28年 4月 暫定利用として、学校法人堀江学園（幼稚園）へ貸付 （平成28年4月～平成29年3月） 平成30年 9月 王子第一小学校の仮移転先として使用 （平成30年9月～令和3年8月予定）
2	桜田中学校 王子 5-2-7	平成17年 4月 第三次学校適正配置 平成19年 3月 学校施設跡地利活用計画策定 平成21年 3月末迄 統合校「王子小、王子桜中学校」の新校舎が完成し、 移転するまで、校舎として使用 平成24年 2月 暫定利用として、学校法人日本大学（中学校）へ貸付 （平成24年2月～平成27年3月） 平成27年 4月 給水所整備に必要な土地を東京都水道局へ売却
3	赤羽台東 小学校 赤羽台 1-1-13	平成17年 4月 第三次学校適正配置 平成19年 3月 学校施設跡地利活用計画策定 平成23年 4月 赤羽台つぼみ保育園開設（暫定利用） （平成23年4月～平成28年1月） 平成23年 6月 耐震工事のため岩淵保育園仮移転 （平成23年6月～平成24年1月） 平成24年 6月 耐震工事のため西が丘保育園仮移転 （平成24年7月～平成25年2月） 平成29年 4月 暫定利用として、社会福祉法人つぼみ会（公私連携型 保育所）へ貸付 （平成29年4月～平成30年11月4日） 平成30年12月 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定

4	西浮間 小学校 浮間 4-29-30	<p>平成 16年 12月 移転方針の教育委員会決定</p> <p>平成 19年 3月 学校施設跡地利活用計画策定</p> <p>平成 21年 3月末迄 移転先（浮間二丁目）の新校舎が完成するまで校舎として使用</p> <p>平成 22年 1月 暫定利用として、放送大学学園（大学学習センター）へ校舎の一部を貸付 （平成 22年 1月～平成 23年 9月）</p> <p>平成 23年 4月 浮間つぼみ保育園開設（暫定利用） （平成 23年 4月～平成 26年 3月）</p> <p>平成 24年 4月 暫定利用として、学校法人栄鴨学園（中学校）へ貸付 （平成 24年 4月～平成 26年 8月）</p> <p>平成 26年 3月 浮間つぼみ保育園閉園</p> <p>平成 26年 9月 暫定利用として、学校法人東洋女子学園（高等学校）へ貸付 （平成 26年 9月～平成 27年 3月）</p> <p>平成 29年 9月 浮間中学校の仮移転先として使用 （平成 29年 9月～令和 2年 3月予定）</p>
5	清至中学校 王子 6-7-3	<p>平成 19年 4月 第五次学校適正配置</p> <p>平成 20年 12月 学校施設跡地利活用計画策定</p> <p>平成 22年 2月 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）へ貸付 （平成 22年 2月～平成 27年 3月）</p> <p>平成 24年 6月 耐震工事のため王子北保育園仮移転（東校舎） （平成 24年 6月～平成 25年 3月）</p> <p>平成 25年 8月 シルバー人材センター放置自転車整備仮移転（東校舎） （平成 25年 8月～平成 27年 3月）</p> <p>平成 26年 11月 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）への貸付延長を決定 （平成 27年 4月～平成 30年 3月）</p> <p>平成 27年 8月 耐震工事のため北区清掃事務所仮移転（東校舎） （平成 27年 8月～平成 28年 3月）</p> <p>平成 28年 10月 王子保育園つぼみ分園開設（東校舎・暫定利用） （平成 28年 10月～平成 30年 3月）</p> <p>平成 29年 3月 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定</p> <p>平成 30年 2月 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）への貸付延長を決定 （平成 30年 4月～平成 30年 8月）</p> <p>平成 30年 4月 暫定利用として、社会福祉法人豊川保育園（としまみつばち保育園）に東校舎貸付 （平成 30年 4月～平成 30年 9月）</p> <p>平成 31年 4月 暫定利用として、子ども家庭支援センターの事務室の一部（庶務、相談、児童相談所設置担当）を東校舎に移転</p>

6	赤羽中学校 志茂 1-19-14	平成 21 年 4 月	第七次学校適正配置
		平成 26 年 3 月末迄	統合校「赤羽岩淵中学校」の新校舎が完成し、移転するまで、校舎として利用
		平成 26 年 4 月	赤羽会館耐震補強工事のため、区役所機能（赤羽地域振興室等）を仮移転 （平成 26 年 4 月～平成 27 年 4 月）
		平成 27 年 9 月	なでしこ小学校改築に伴う仮移転先として使用 （平成 27 年 9 月～平成 30 年 3 月）
		平成 29 年 3 月 平成 30 年 3 月	学校施設跡地利活用計画策定 学校施設跡地利活用計画の実現のため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定
7	旧滝野川 第六小学校 滝野川 5-44-15	平成 26 年 4 月	滝野川北保育園つぼみ分園として使用
		平成 29 年 4 月	第十次学校適正配置
		平成 30 年 12 月	学校施設跡地利活用計画策定

(2) 職員提案制度

区民サービスの向上及び事務事業の改善等について、職員の創意工夫に基づく提案を広く求め、区の施策に反映させることにより、区政の活性化を図ることを目的として実施している。

平成 30 年度（5 月 15 日～7 月 6 日 提案募集強化期間）

提案応募件数 32 件（平成 29 年度 22 件、平成 28 年度 36 件）

（結果）優良賞 1 件 事業名

「〔仮〕浮世絵物語～北区名所浮世絵をテーマにした事業展開」

努力賞 9 件

奨励賞 22 件

(3) 政策課題研究会 ROSÉ（ロゼ）

平成 22 年度より「施策立案プロジェクトチーム」及び「行政評価プロジェクトチーム」の発展を図り、企画課の中に公募による若手職員で構成する「北区政策課題研究会 ROSÉ（ロゼ）」を発足させ、北区の課題解決のための調査研究を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ってきた。

※研究会名称「ROSÉ（ロゼ）」とは

北区の「さくら色」の仏語・英語。道筋（Route）を研究する（research）会議（session）

平成 28 年度

参加メンバー 7 名

活動テーマ 「フレイル予防に関する調査・研究」

平成 29 年度

参加メンバー 7 名

活動テーマ 「多文化共生社会実現のための調査・研究」

平成 30 年度

参加メンバー 7 名

活動テーマ 「水辺空間の有効活用に関する調査・研究」

令和元年度

参加メンバー 7名

活動テーマ 「地域課題解決に向けたシェアリング・エコノミー」

(4) 庁議

区政運営の最高方針を審議・策定するとともに、総合調整を行い、区政の能率的遂行を図るため、庁議を設置している。

庁議は、原則として8月を除く毎月1回開催しているが、必要に応じ随時開催している。

企画課は、会議の招集、資料の作成、会議の記録保存等、庁議の庶務を担当している。

(5) 都区のあり方に関する検討

今後の都と区のあり方について、都区の事務配分、特別区の区域のあり方及び税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することを目的に、平成18年11月、都区協議会に、都側副知事と特別区長会正副会長等9名で構成する「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成22年度末までに、検討対象とした444項目についての基本的な方向付けを行い、「区へ移管する方向で検討する事務」53項目、「都に残す方向で検討する事務」184項目、「引き続き検討する事務」132項目、「検討対象外とする事務」75項目を整理した。平成29年8月及び平成30年7月には、都の施策及び予算に関する要望書の中で、特別区長会として協議の再開等を要望した。

児童相談行政のあり方については、この検討委員会とは切り離して、都区間で協議し、別途整理していく必要性が確認され、都区間における検討とともに、各区間で児童相談所移管に係る課題について検討を行っている。

また、特別区の区域のあり方については、平成21年11月に都と区市町村共同で設置した「東京の自治のあり方研究会」において、将来の都制度や東京のあり方についての調査研究が始められ、そこでの結果を待って議論することとなった。平成27年4月に「最終報告」がとりまとめられ、「最終報告」については、受け止め方を含め区長会としての考え方を今後整理していくこととしている。

(6) 大学連携

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指す。

令和元年度は、北区が最重要課題と位置づける「地域のきずなづくり」及び「子育てファミリー層・若年層の定住化」など、地域の課題解決に資する調査研究を、大学と連携・協力して実施する。

平成22年度	東京家政大学と包括協定を締結	(平成23年3月30日)
平成23年度	東洋大学と包括協定を締結	(平成23年6月29日)
平成24年度	帝京大学と包括協定を締結	(平成24年12月17日)
平成25年度	女子栄養大学と包括協定を締結	(平成26年3月24日)
平成26年度	東京成徳学園と包括協定を締結	(平成27年3月30日)
平成29年度	お茶の水女子大学と包括協定を締結	(平成29年7月12日)

【東洋大学】

平成29年4月の東洋大学情報連携学部開設（旧赤羽台中学校跡地）を契機として、平成29年3月に「東京都北区と学校法人東洋大学との新たな連携施策に関する覚書」を取り交わし、これまでの連携事業に加え、新たな連携施策を推進してきた。

また、令和3年4月にはライフデザイン学部が赤羽台キャンパスへ移転し、その後、令和5年には

福祉社会デザイン学部及び健康スポーツ科学部への改組が予定されており、こうしたことを見据え、さらなる連携事業の充実を図るため、平成29年3月に締結した覚書を解消し、平成31年2月に「東京都北区と学校法人東洋大学との包括協定推進に関する覚書」を締結した。

令和元年度は、この覚書をもとに、区と東洋大学とで組織する地域連携のための体制を新たに構築し、連携事業の推進を図っていく。

(7) 東京都北区応援サポーター基金

平成23年6月1日から取り組んでいる「北区応援サポーター寄附制度」を活用し、個性豊かな活力ある北区を推進するため、「東京都北区応援サポーター基金」を設置している。平成29年度より、8つの寄附メニューのうち、「子ども*すくすく応援」を「子ども*みらい応援」に変更し、困難を抱える子どもの学習支援・居場所づくりの推進にも活用することとした。

【基金の推移】

平成28年度末基金現在高	19,675,831 円
平成29年度基金取崩額	2,500,000 円
平成29年度積立額	2,281,540 円
平成29年度末基金現在高	19,457,371 円
平成30年度基金取崩額	1,000,000 円
平成30年度積立額	2,338,553 円
平成30年度末基金現在高	20,795,924 円

【充当事業】

平成30年度

- ・みんな元気！健やか長寿事業費（スマートフォンアプリを活用したウォーキングポイント事業）
1,000,000 円

令和元年度（予定）

- ・区営掲示板設置及び補修費（アクリル引き戸式の区営掲示板の導入）

(8) 国・都有地等（政府機関移転跡地含む）跡地の土地利用

区内に発生する、主に大規模な国・都有地跡地等の利活用に関し、区の基盤づくりやまちづくりのため、国・都等の関係機関との調整や、区の基本計画、各個別計画等との整合性を図りつつ、総合調整を行う。

① 国家公務員宿舎及び庁舎の移転・跡地利用

【国家公務員宿舎】

平成18年6月 国家公務員宿舎のあり方を検討していた政府の「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議」が、「東京23区内に所在する国家公務員宿舎の移転・再配置と跡地利用に関する報告書」をまとめた。このうち北区内は、16団地（司法・立法を除く）合計約6haが売却の対象となった。

平成23年12月 「国家公務員宿舎の削減計画」がまとめられた。

平成24年11月 『『国家公務員宿舎の削減計画（平成23年12月1日公表）』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて』が出され、今後5年間で北区内の14宿舎を廃止することが公表された。

平成27年11月 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、

国は用地確保が困難な都市部等において、10年間に限り介護施設等を設置する国有地の賃料を減額することを通達した。

平成29年3月 区では、国の処分時期に合わせ、利活用等の検討を進めており、経済産業省浮間独身寮跡地（浮間四丁目）を区営住宅の建替え用地として、また、会計検査院滝野川宿舍跡地等（滝野川三丁目）を都市計画公園の整備、区営シルバーピアの建設、歩道新設及び障害者グループホームの誘致のための用地として取得した。

【国庁舎】

平成19年6月 国庁舎については、国有財産の一層の活用を図るべく「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」において、東京23区内の庁舎の移転・再配置計画等を内容とした「国有財産の有効活用に関する報告書」が公表された。北区においては、所在する国庁舎14件のうち、1件廃止、5件移転・再配置とされた。

平成20年11月 農林水産省西ヶ原分室廃止、農林水産省政策研究所移転。（西ヶ原二丁目）

平成29年3月 西ヶ原二丁目跡地に共同研修所合同庁舎設置

移転、再配置とされていた会計検査院王子書庫、王子税務署、東京法務局北出張所、王子労働基準監督署については、平成25年度の国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会において存置とされた。

② 東京都立産業技術研究センター跡地

平成23年3月 東京都立産業技術研究センター西が丘本部（西が丘三丁目）は、本部機能の移転に伴い閉鎖した。

平成23年9月 当該跡地利活用のため、北区長から都知事あてにスポーツ施設の設置および障害者総合スポーツセンターの改修等の要望書を提出した。

平成24年12月 東京都立産業技術研究センターは土壤汚染詳細調査の結果を公表し、平成25年度より土壤及び地下水汚染対策工事を行っている。

平成26年9月 都知事から北区長あてに平成23年9月に提出した要望書に対する回答があった。その回答の中で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本代表選手の強化を支援するため、当該跡地のうち別館部分において、ナショナルトレーニングセンター（以下、「NTC」という。）の拡充の可能性について文部科学省と協議・調整を進めることなどが示された。

平成27年1月 文部科学省の有識者会議は、「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について」の最終報告をまとめ、その中で、NTCの拡充整備のほか、西が丘地区全体をトップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」として、地元地域の協力を得ながら戦略的に構築していく必要性などを明記した。

平成28年度～29年度 当該跡地別館部分に近接する旧関東財務局西が丘宿舎についてもNTCの拡充のために宿舎を廃止し、解体工事を行った。

平成29年6月 スポーツ庁は、オリンピック・パラリンピック競技による共同利用化等で機能強化を図るため、当該跡地別館部分において、NTC拡充棟の整備に着手した（令和元年7月供用開始予定）。

（9）総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）に基づき、区長と教育委員会が、相互の連携をさらに強化するとともに、教育に関する課題やあるべき姿を共有することで、北区教育行政の推進を図るため、総合教育会議を設置している。

令和元年度は、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸問題に適切に対応していくために平成27年度に策定した「北区教育大綱」を、その後、教育委員会が教育振興部と子ども未来部の二部制になったことを踏まえ、教育・学術及び文化振興に関するだけでなく、子育て分野の事業の指針となる新たな大綱「北区教育・子ども大綱」として策定する。

平成28年度開催実績

第1回 平成28年6月28日

第2回 平成29年2月24日

平成29年度開催実績

第1回 平成29年7月11日

第2回 平成30年3月28日

平成30年度開催実績

第1回 平成30年6月27日

第2回 平成31年3月28日

(10) 国家戦略特区

平成25年12月 国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）公布

平成26年4月 国家戦略特別区域を定める政令を公布、施行

国家戦略特別区域として6区域を定め、東京圏では、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区の9区を指定。

平成26年8月 北区として、以下2件の提案を国に対して行う。

- ① NTCを中心に、東京都障害者総合スポーツセンターから桐ヶ丘体育館までのエリア（北区側）を想定した「スポーツ特区」
- ② 王子駅を核に、グランドデザインの範囲を中心とするエリアを想定した「王子駅周辺まちづくり特区」

平成27年6月 国において区域ごとに組織した東京圏国家戦略特別区域会議の第4回会議において、都内全62自治体が特区参加の意向を示したことから、東京都が国家戦略特区の指定区域の都内全地域への拡大を要請。

平成27年8月 国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令が公布・施行され、東京圏の国家戦略特別区域が東京都全域に拡大された。

(11) 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、平成28年3月、区の人口等の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」及び平成27年度を初年度とする5か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定した。

平成28年度より、総合戦略の推進及び改定を行うため、広く関係者の意見を反映する「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置している。

令和元年度は、計画期間が終了すること、及び新たな北区基本計画の策定と整合を図るため、総合戦略の改定を行う。

平成28年度開催実績

第1回 平成28年7月27日

第2回 平成28年12月19日

平成29年度開催実績

平成29年7月25日

平成30年度開催実績

平成30年7月23日

(12) 特別区全国連携プロジェクト

東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、特別区と全国の市町村が連携・交流事業を行う取組みとして、平成26年9月に特別区長会が特別区全国連携プロジェクトを立ち上げた。北区としても、特別区の一員として、また地方創生の視点からも新たな地方との連携の可能性もある本事業に取り組むこととした。

① 特別区長会の取組み

・「東北絆まつり」支援事業

・市長会、町村会との連携推進

北海道町村会（平成28年4月26日）、京都府市長会・京都府町村会（平成28年4月26日）、青森県市長会・青森県町村会（平成28年6月25日）、千葉県町村会（平成29年1月19日）、広島県町村会（平成29年1月27日）、奈良県町村会（平成30年2月21日）、群馬県町村会・群馬県市長会（平成30年4月16日）、埼玉県町村会（平成30年5月1日）との間で、連携協力に関する協定を締結し、連携事業を支援

・その他

特別区全国連携プロジェクトホームページ運営、「特別区全国連携プロジェクト推進方針」の策定

② 北区の取組み（特別区連携プロジェクト助成金事業）

平成28年度

・岩手ー北区連携マルシェ2017

平成29年度

・岩手ー北区連携マルシェ2017岩手フェア

平成30年度

・岩手ー北区連携マルシェ2018岩手フェア

・北区立浮間小学校ー青森県東通村交流事業

令和元年度

・岩手ー北区連携マルシェ2019

経営改革・公共施設再配置推進担当課長

1. 経営改革の推進に関する事務 (経営改革推進事業費 10,216千円)

(1) 「経営改革プラン」の推進

北区基本計画を実現するための資源調達とともに、健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を目指して経営改革プランを推進している。

平成11年以降の北区の行財政改革は、下記のとおりである。

- 平成11年8月 北区緊急財政対策（平成12年度～14年度）
- 平成12年9月 北区区政改革プラン（平成13年度～14年度）
- 平成17年3月 北区経営改革プラン（平成17年度～21年度）
- 平成19年3月 北区経営改革プラン【修正版】（平成19年度～21年度）
- 平成22年3月 北区経営改革「新5か年プラン」（平成22年度～26年度）
- 平成22年9月 緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（平成22年度～26年度）
- 平成24年3月 北区経営改革「新5か年プラン」【改訂版】（平成22年度～26年度）
- 平成27年3月 北区経営改革プラン2015（平成27年度～31年度）

平成30年度は、学識経験者、区民代表、公募委員による、「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」の改定のための検討会を設置し、平成31年2月28日に検討会会長から区長に対し答申が提出された。

令和元年度は、この答申をもとに、新たな経営改革プランを策定する。

(2) 指定管理者制度の導入

「北区指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、公の施設に指定管理者制度の導入を進めており、平成18年度以来、令和元年度に新規導入の1施設を含めた133施設に指定管理者制度を導入している（別表1及び2参照）。

指定管理者制度は、複数年度にわたり施設の管理・運営を民間事業者等に委ねることから、区で管理運営状況を把握し、適切な指導・監督を行うため、区独自で構築したモニタリング・評価制度を実施している。平成22年度から区職員に外部有識者（社会保険労務士・公認会計士）を加え、制度に対する客観性や透明性の確保を図っている。

別表1 平成30年度及び令和元年度指定管理者制度導入施設

平成30年度導入：2施設

条例	施設	指定管理者	指定期間	利用料金
高齢者住宅	シルバーピア赤羽北	株式会社東急コミュニティー	平成30～ 令和4年度	
自転車等駐車場	赤羽東本通り自転車駐車場	公益社団法人北区シルバー人材センター	平成30～ 令和3年度	○

令和元年度導入：1施設

条例	施設	指定管理者	指定期間	利用料金
自転車等駐車場	赤羽駅東口自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	令和元年～3年度	○

別表2 指定管理者制度導入施設一覧（平成31年4月1日現在）

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
ふれあい館	赤羽ふれあい館	赤羽ふれあい館自主管理運営委員会	平成29～令和3年度	4	
	桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘ふれあい館自主管理運営委員会	平成29～令和3年度	4	
	島下ふれあい館	島下ふれあい館自主管理委員会	平成29～令和3年度	4	
	稲付ふれあい館	稲付ふれあい館自主管理運営会	平成29～令和3年度	4	
	西が丘ふれあい館	西が丘ふれあい館自主管理委員会	平成29～令和3年度	4	
	東田端ふれあい館	東田端ふれあい館自主管理運営委員会	平成29～令和3年度	1	
赤羽会館	赤羽会館	赤羽会館マネジメントグループ 【株式会社旺栄／株式会社JTBコミュニケーションデザイン】	平成29～令和3年度	1	○
滝野川会館	滝野川会館	A&Nグループ 【アズビル株式会社／株式会社日進産業】	平成29～令和3年度	3	○
北とぴあ	北とぴあ	北とぴあマネジメント共同事業体 【株式会社JTBコミュニケーションデザイン／アズビル株式会社／株式会社旺栄／株式会社岡田舞台】	平成27～令和元年度	1	○
元気ぷらざ	元気ぷらざ	FH元気パートナーズ 【株式会社フクシ・エンタープライズ／株式会社ハリマビステム】	令和元年～5年度	4	○
老人いこいの家	志茂老人いこいの家				
NPO・ボランティアぷらざ	NPO・ボランティアぷらざ	特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構	平成29～令和3年度	4	
コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会	平成29～令和3年度	2	
ネスト赤羽	ネスト赤羽	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター	平成29～令和3年度	2	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
体育施設	北運動場	日本製紙・日比谷アメニス共同事業体 【日本製紙総合開発株式会社/株式会社日比谷アメニス】	平成 29～ 令和 3 年度	4	○
	新荒川大橋野球場			4	
	中央公園野球場			3	
	中央公園庭球場			3	
	新荒川大橋サッカー場			4	
	新河岸川庭球場			4	
	浮間子どもスポーツ広場			3	
	赤羽スポーツの森公園競技場			3	
	浮間舟渡庭球場			2	
	北ノ台スポーツ多目的広場			2	
十条台小学校温水プール	十条台小学校温水プール	株式会社フクシ・エンタープライズ	平成 30～ 令和 3 年度	3	○
体育施設	王子プール				
	谷端プール				
	桐ヶ丘プール				
	谷端プール多目的広場				
体育館	桐ヶ丘体育館	K i T A マネジメントグループ 【アズビル株式会社/株式会社ピーウォッシュ/株式会社ルネサンス/まちづくり北株式会社/滝野川種苗株式会社】	平成 29～ 令和 3 年度	4	○
	滝野川体育館			4	
	赤羽体育館			1	
エコー広場館	富士見橋エコー広場館	特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	滝野川西エコー広場館				
	北ノ台エコー広場館				
	赤羽エコー広場館				
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム上中里つつじ荘	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 28～ 令和 2 年度	3	○
	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘				
	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	社会福祉法人東京聖労院	平成 28～ 令和 2 年度	3	○

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンター上中里つつじ荘	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 28～ 令和 2 年度	3	○
	田端高齢者在宅サービスセンター				
	滝野川西高齢者在宅サービスセンター				
	高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘	社会福祉法人光照園	平成 28～ 令和 2 年度	3	○
	堀船高齢者在宅サービスセンター				
	高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘				
老人いこいの家	滝野川老人いこいの家	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	名主の滝老人いこいの家				
授産場	王子授産場	公益社団法人北区シルバー人材センター	平成 29～ 令和 3 年度	4	
	桐ヶ丘授産場				
介護予防拠点施設	滝野川東介護予防拠点施設	社会福祉法人北区社会福祉協議会	平成 30～ 令和 2 年度	5	○
	桐ヶ丘介護予防拠点施設				
母子生活支援施設	浮間ハイマート	社会福祉法人東京都福祉事業協会	平成 29～ 令和 3 年度	4	
福祉工房	赤羽西福祉工房	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 28～ 令和 2 年度	3	
福祉作業所	赤羽西福祉作業所	社会福祉法人北区社会福祉事業団	平成 28～ 令和 2 年度	3	
	王子福祉作業所		平成 30～ 令和 4 年度	3	
	たばた福祉作業所	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	平成 28～ 令和 2 年度	3	
知的障害者生活寮	神谷ホーム	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	平成 28～ 令和 2 年度	3	
福祉園	若葉福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	平成 29～ 令和 3 年度	3	
	あすなろ福祉園		令和元年～ 5 年度	3	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
区営住宅	浮間二丁目第2アパート	株式会社東急コミュニティー	平成30～ 令和4年度	4	
	浮間二丁目第3アパート				
	赤羽北二丁目アパート				
	東田端二丁目アパート				
	赤羽北三丁目第2アパート				
	志茂五丁目アパート				
	浮間三丁目第3アパート				
	浮間三丁目第4アパート				
	赤羽西六丁目第2アパート				
	西が丘一丁目アパート				
	西が丘二丁目アパート				
	西が丘一丁目第2アパート				
	赤羽西六丁目第3アパート				
	区民住宅				
高齢者住宅	シルバーピア赤羽北	株式会社東急コミュニティー	平成30～ 令和4年度	1	
自転車等駐 車場 (19か所)	浮間四丁目自転車駐車場	公益社団法人北区シルバー人材センタ ー	平成29～ 令和3年度	4	○
	浮間三丁目自転車駐車場			4	
	赤羽北二丁目自転車駐車場			4	
	赤羽駅南口第一自転車 駐車場			4	
	赤羽駅南口第二自転車 駐車場			4	
	王子駅北口自転車駐車場			4	
	栄町自転車駐車場			4	
	王子駅南口自転車駐車場			4	
	赤羽駅西口北自転車駐車場			4	
	北赤羽駅赤羽口自転車 駐車場			4	
	王子神谷駅前自転車駐車場			4	
	音無親水公園自転車駐車場			4	
	東十条駅北口自転車駐車場			4	
	十条駅西口自転車駐車場			4	
	東十条駅北口第二自転 車駐車場			4	
十条駅東口自転車駐車場	4				

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
	王子神谷駅北自転車駐車場		平成 30～ 令和 3 年度	4	○
	東十条駅南口自転車駐車場			2	
	赤羽東本通り自転車駐車場			1	
自転車等駐車場 (12か所)	赤羽駅南口第三自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	平成 29～ 令和 3 年度	2	○
	新田端大橋北自転車駐車場			4	
	新田端大橋南自転車駐車場			4	
	新田端大橋中央自転車駐車場			4	
	田端駅前自転車駐車場			4	
	板橋駅東口自転車駐車場			4	
	滝野川三丁目自転車駐車場			4	
	尾久駅前自転車駐車場			3	
	王子駅明治通り自転車駐車場			2	
	西ヶ原駅前自転車駐車場			2	
	北谷端公園脇自転車駐車場			2	
	赤羽駅東口自転車駐車場			令和元年～ 3 年度	
自転車等駐車場	赤羽駅西口自転車駐車場	タイムズ24・ソーリングroup 【タイムズ24株式会社/タイムズサービス株式会社/株式会社ソーリン】	平成 27～ 令和元年度	1	○
駐車場	赤羽駅西口駐車場				
公園	荒川岩淵関緑地バーベキュー場	株式会社サンワックス	平成 29～ 令和元年度	1	○
	荒川岩淵関緑地駐車場				
文化センター	中央公園文化センター	株式会社旺栄	平成 30～ 令和 4 年度	4	○
	赤羽文化センター				
	滝野川文化センター				
那須高原学園	那須高原学園	株式会社ニッコトラスト	平成 30～ 令和 4 年度	4	○
児童館	八幡山子どもセンター	社会福祉法人東京聖学院	平成 30～ 令和 4 年度	4	
	十条台子どもセンター	株式会社こどもの森	平成 30～ 令和 4 年度	4	
	西ヶ原子どもセンター	株式会社明日葉	平成 29～ 令和 3 年度	3	

条例	施設	指定管理者	指定期間	期数	利用料金
	袋児童館	株式会社日本保育サービス	平成 30～ 令和元年度	3	
	滝野川東児童館	株式会社日本ディケアセンター	平成 30～ 令和元年度	3	
	豊島東児童館	株式会社日本ディケアセンター	平成 29～ 令和元年度	2	
保育所	王子北保育園	社会福祉法人三社会	平成 28～ 令和 2 年度	3	
	東十条保育園	社会福祉法人育成会	平成 28～ 令和 2 年度	3	
	滝野川西保育園	社会福祉法人聖華	平成 29～ 令和 3 年度	3	
	桐ヶ丘保育園	社会福祉法人みわの会	平成 29～ 令和 3 年度	3	
	浮間東保育園	社会福祉法人三社会	平成 30～ 令和 4 年度	3	
	西ヶ原東保育園	社会福祉法人東萌会	令和元年～ 5 年度	3	
	上十条南保育園	社会福祉法人東京都福祉事業協会	令和元年～ 5 年度	3	
	桜田保育園	社会福祉法人豊川保育園	平成 27～ 令和元年度	2	
	東田端保育園	社会福祉法人つぼみ会	平成 29～ 令和 3 年度	2	
	岩淵保育園	社会福祉法人こうほうえん	平成 30～ 令和 4 年度	2	
	西ヶ原南保育園	社会福祉法人東萌会	平成 30～ 令和 4 年度	2	
	王子本町保育園	社会福祉法人ゆうゆう	令和元年～ 5 年度	2	
	浮間さくら草保育園	社会福祉法人聖華	令和元年～ 5 年度	2	
	赤羽台保育園	社会福祉法人茂原高師保育園	平成 28～ 令和 2 年度	1	

※1 平成 30 年 4 月 30 日付で滝野川六丁目区民住宅が廃止となった。

※2 平成 30 年 5 月 31 日付で王子一丁目区民住宅が廃止となった。

2. 行政評価に関する事務

区民の立場に立った効果的・効率的な行政の推進及び行政運営の改善・適正化を図るため、施策評価及び事務事業評価に取り組んでいる。

施策評価は、長期計画等の進捗管理、施策間の優先度合いの明確化及び総合行政の実効性確保を目的として、基本計画の改定時期に合わせ実施している。平成30年度には、基本計画の全基本施策について評価を実施した。

事務事業評価は、アカウンタビリティと新たな協働関係の構築、成果志向による行政改革の推進、マネジメントサイクルの確立、全庁的な意識改革と能力開発をめざして、平成12年度から毎年度、実施している。

3. 組織に関する事務

(1) 総務部

男女共同参画や配偶者からの暴力防止対策をはじめ、多様性を認め合う社会の推進などを担うため、子ども未来部男女いきいき推進課を移行し発展させ、多様性社会推進課を新設した。

(2) 地域振興部

①北とびあをはじめ、会館、区民センターなど、区民施設の多くが老朽化し更新時期を迎えるため、計画的な改修及び維持管理を担う、副参事（区民施設担当）を新設した。

②消費税率引き上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的とした、プレミアム付商品券事業の実施を担う、プレミアム付商品券担当課長を新設した。

(3) 健康福祉部

①生活保護費横領事件にかかる再発防止策を踏まえ、相談係に設置している住所不定チームを廃止し、住所不定者に関する事務を保護係（保護担当主査）に振り分けるため、現在12地区ある保護係（保護担当主査）を13地区に再編した。

②健康増進法の改正及び東京都受動喫煙防止条例の制定に伴い、新制度の普及啓発や施設管理者への支援等に対応するため、受動喫煙防止対策担当課長を新設した。

(4) 土木部

まちづくりの進展により用地取得に関する事務が増加するなか、困難案件への対応や用地取得に関わる関係部署間の総合調整を図るため、副参事（用地担当）を新設した。

(5) 教育振興部

区立学校における良好な教育環境の確保に向けて、就学前児童を含めた児童生徒数の動向を調査・分析し、学校の適正規模・適正配置や通学区域のあり方を検討するため、学校適正配置担当部長を改正し、教育環境調整担当部長を設置した。

(6) 子ども未来部

子育て施策を総合的に推進するとともに、効果的・効率的に実施し、さらなる充実を図るため、子ども未来課、子育て施策担当課長、副参事（放課後子ども総合プラン推進担当）及び副参事（子どもの未来応援担当）の事務を見直し、子ども未来課、子ども環境応援担当課長及び子どもわくわく課に再編した。

4. 公共施設の有効活用に関する事務

(1) 公共施設再配置の推進

公共施設を取りまく社会環境や行政需要の変化に適切に対応し、限られた資源の中でより質の高い

サービスを区民に提供していくため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた「北区公共施設再配置方針」を平成 25 年 7 月に策定した。

平成 27 年度に公共施設白書の更新を行ったうえで、道路や公園などのインフラも含めた全ての公共施設等の現状を把握し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 2 月に策定した。

今後も「公共施設再配置方針」、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の統廃合・長寿命化・適正配置などの「公共施設マネジメント」に取り組んでいく。

(2) 遊休施設の利活用

東京都北区遊休施設利活用等検討会設置要綱(平成 16 年 10 月 1 日区長決裁)に基づき、「①事業の廃止、移管等により利用目的を失った区有施設又は利用目的を失うことが見込まれる区有施設、②利用計画はあるが、実施されるまで相当期間が見込まれる土地、③当面利用が見込まれない土地」などを遊休施設と位置づけ、遊休施設利活用等検討会において遊休施設の利活用、処分、貸付け及び返還に関する計画を作成している。

(白紙)

財 政 課

財政課は、区財政運営の基本として、各種施策を具体化するための当初予算及び補正予算編成を中心に、財政計画の策定、予算の配当及び主要事業の進行管理などを行い、財政事務を通じて、区政の円滑な推進を図っている。

また、財政状況調査（決算統計）、財務4表作成等により決算分析を行い、財政運営に際しての基礎資料としている。

1 区の主要財源

区民の区政に対する要望を実現し、多様な行政需要にこたえていくためには、区財政の根源である財源の安定的確保が何よりも重要な課題である。主要財源の現況は次のとおりである。

（1）特別区税

自主財源の大宗をなす特別区税は、歳入の要と位置づけられ、令和元年度当初予算額は、特別区民税が納税義務者数の増加などによる増収を見込み、平成30年度当初予算額に比べ7億8,100万円増の298億5,900万円を計上した。

特別区税の前年度計上額に対する増減率は2.7%となり、当初予算に占める構成比は18.9%となった。

特別区税収入の確保に鋭意努めながら、効率的な財政運営により健全財政を堅持し、納税者の信頼にこたえることが一層求められるところである。

（2）特別区交付金（都区財政調整交付金）

都区財政調整制度は、都と特別区との財源配分及び特別区相互間の財源調整という機能を有している。

調整財源として、都と区の共有財源である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税があてられ、平成19年度からは三税の収入額の55%（調整率）が特別区ごとに算定した基準財政需要額等に基づき、特別区交付金として交付される。

特別区交付金の令和元年度当初予算額は、景気の回復基調等による調整財源の大幅な増加を見込んでいるが、平成30年度限りの特殊要因による算定額が大きかったため、平成30年度当初予算額に比べ6億円減の541億円を計上した。令和元年度当初予算では、歳入構成比の34.2%を占めており、財政運営の重要な役割を担っている。

一方、国は、平成26年度税制改正において、消費税率の引上げにあわせて、特別区交付金の調整財源である市町村民税法人分の一部国税化を行い、それ以降、不合理な税制改正により都市部から税源を吸い上げる動きを加速させている。不合理な税制改正による影響額は、令和元年度に23区全体で、約1,484億円もの減になると試算されており、さらに本年10月に予定されている消費税率10%への引上げにより、影響額はさらに拡大することとなっている。加えて、海外経済の減速による影響など、税収面でさらに不透明な状況が見込まれるため、引き続き、税・財政の動向に留意する必要がある。

(令和元年度都区財政調整協議)

都区を取り巻く財政環境は、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正等により、特別区の貴重な財源が一方的に奪われるとともに、さらに都市部から財源を吸い上げる動きが表面化するなど、非常に厳しい状況となっている。

前年度の都区財政調整協議では、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができた一方、都区財政調整協議上の諸課題である特別交付金や減収補填対策、都市計画交付金及び児童相談所関連経費については、議論がかみ合わず、実質的な議論を行うことができなかった。

令和元年度都区財政調整協議は、こうした状況を踏まえ、特別区の財政需要の的確な算定はもとより、都区財政調整協議上の諸課題の具体的な改善を図るべく協議に臨んだ。

まず、協議を行うにあたり、前年度に引き続き、自主・自律的な区間調整を反映するべく、現行算定の妥当性を検証しつつ、各区の自主性が担保される算定に改めていくとともに、都区財政調整協議上の諸課題は、区側の主張に沿って解決を目指すことを基本とする大枠の方向性と取り組みの方針を平成30年6月15日の区長会総会で確認した。

区長会の方針を受け、財政課長会は、決算分析を踏まえたブロック提案等を精査し、事業実態を踏まえた的確な算定となるよう一定の調整を行い、「改築需要集中中期への対応」、「行政系人事制度改正に伴う対応」や「投資的経費に係る工事単価の見直し」をはじめ、全体で60項目を整理し、11月16日の区長会総会で区側提案事項が決定された。

令和元年度都区財政調整協議は、12月3日の第1回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

12月25日及び1月7日の第3回及び第4回財調幹事会において、都側から財源見通しについて、平成30年度は、固定資産税及び市町村民税法人分の増収により、普通交付金が約431億円の増となり、当初算定時の約276億円の算定残を加えた約707億円が最終的な算定残となること、また、令和元年度は、平成30年度当初フレームに比べ、調整税は、固定資産税及び市町村民税法人分の増収及び平成29年度精算分の影響により普通交付金が約562億円の増、基準財政収入額は、特別区民税が増収となることにより、約338億円の増となる見通しが示された。なお令和元年9月末に自動車取得税が廃止されることから、自動車取得税交付金については、半年分の収入を見込み、新たに創設される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割については、環境性能割交付金及び軽自動車税環境性能割が基準財政収入額に追加された。

第4回財調幹事会において、平成30年度再調整及び令和元年度フレームの内容を整理するとともに、財源を踏まえた対応について都区の認識が一致したことにより、1月8日の第2回財調協議会において取りまとめが行われた。その結果、平成30年度再調整では、「首都直下地震等に対する防災・減災対策」、また、災害時に避難場所等となる公共施設の改築需要に係る経費について追加算定を実施することとした。

令和元年度の当初フレームでは、「公園費の見直し」や「行政系人事制度改正に伴う対応」などの大きな課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・見直し・改善を行った。財調協議会の協議結果は、1月16日開催の区長会総会で了承された。また、1月25日開催の区長会総会臨時会において、当該結果を踏まえた令和元年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに平成30年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例

条例案について都側から説明を受け、これを了承した。その後、1月30日開催の都区協議会において、令和元年度都区財政調整及び平成30年度再調整についての都区合意が成立した。

なお、1月25日発表の都の令和元年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算と同額の200億円となった。

北区の平成30年度都区財政調整交付金の確定額は次のとおりである。		
予算計上額	56,288,000千円	(歳入構成比 37.3%)
交付金総額	56,461,749千円	(対前年度伸率 13.7%)

(3) 国庫・都支出金

国庫(都)支出金は、北区が、法令等に基づいて実施しなければならない事務に要する経費に対し、国(都)がその全部又は一部について負担するものや、北区が行う事業に対し、財政援助ないし奨励の意味をもって交付されるものなどである。したがって、特定財源として用途が明定された財源である。

国は、財政難を理由に、昭和60年度以降負担率の引下げを行ってきた。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきた。

また、平成19年度より所得税から住民税への税源移譲が実現したが、地方財政の自立に向けて、更なる地方税財政基盤の充実強化を図る必要がある。

さらに平成23年度から段階的に実施されていた国庫補助負担金の一括交付金化は、平成25年度から廃止となったが、国・都における財政状況のひっ迫を契機としての補助金等の見直しの動きなど、今後とも、国・都の動向を注視し、必要な取り組みを行っていかなければならない。

国庫支出金の令和元年度当初予算額は、十条駅西口市街地再開発促進事業に対する社会資本整備総合交付金等の増により、対前年度比7.4%増の293億4,643万8千円となり、歳入構成比は18.6%となった。

都支出金の令和元年度当初予算額は、十条駅西口市街地再開発促進事業に対する都市計画交付金等の増により、対前年度比9.4%増の113億6,309万1千円となり、歳入構成比は7.2%となった。

(4) 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算した後の2分の1に相当する額が区市町村へ交付されるものである。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策)を含む社会保障施策に要する経費に充てられている。

平成30年度税制改正では、地方消費税における都道府県間の清算基準の抜本的な見直しが行われ、令和元年度の地方消費税交付金への影響額は、23区全体で約453億円の減と試算している。

令和元年度予算における北区の地方消費税交付金は、一般財源分が30億8,200万円、社会

保障財源分が27億6,200万円、計58億4,400万円となり、歳入構成比は3.7%となった。社会保障財源分については、保育所待機児童解消や国民健康保険低所得者保険料軽減措置など社会保障の充実に、また生活保護法に基づく保護費や介護保険会計への繰出金など社会保障の安定化に活用していく。

(5) 特別区債

各種施設、道路・公園など建設事業の推進に活用するため、昭和47年度から特別区債の発行を行っている。平成30年度末の特別区債現在高見込額は、283億5,650万9千円で、前年度から約7億8千万円増加した。

歳出総額充当一般財源等に対する公債費充当一般財源等の割合である公債費負担比率は、平成29年度普通会計決算においては、3.3%であり、前年度に比べて0.1ポイント上回った。また、平成29年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、公債費による財政負担の度合いを示す指標である実質公債費比率は、前年度と同じ△3.7%となった。

公債費負担比率、実質公債費比率とも適正な水準で推移しているが、今後も、学校改築等のための起債を予定しているほか、多数の区有施設の更新等も見込まれることから、将来の財政負担等を考慮し、計画的に活用していくことが必要である。

特別区債の発行状況は、別掲のとおりである。(6 特別区債)

(6) 基金

少子高齢化などによる厳しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせない。

景気の変動等による税収の増減にも対応し、安定した行政サービス展開を行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金等を適切に積立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件である。

このような状況を踏まえ、平成12年度には「学校改築基金」を創設し、学校改築の計画的な改築を実施していくため、本基金の活用を図っている。

また、平成13年度からは、前年度の一般会計剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り入れる措置を採用し、今後の経済状況等を考慮しながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めている。

令和元年度当初予算においては、「東京都北区新庁舎建設基本構想（平成24年3月策定）」を踏まえ、将来の新庁舎の建設に備えるため、施設建設基金に庁舎建設分として10億円を積み立てるとともに、区立小・中学校の改築の財源に充てるため、学校改築基金に20億円を積み立てる。

2 主要事業進行管理

主要事業の効率的な執行を期するため、北区予算事務規則第23条の規定により、令和元年度は次の事業について、当該事業の執行計画に基づく執行状況を把握し、事業の促進を図っている。

<p>健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮称王子みずほ 2 特別養護老人ホーム大規模改修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧浮間さくら荘 (2) 上中里つつじ荘 3 老人保健施設等整備 <p>まちづくり部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十条駅西口市街地再開発 2 一人ぐらし高齢者住宅建設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮称区営シルバーピア滝野川三丁目 <p>土木部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駅周辺バリアフリー化整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 板橋駅周辺 (滝野川桜通り第Ⅲ期、北353号) (2) NTC周辺 	<ol style="list-style-type: none"> 2 橋梁架替整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新田橋 (2) 新柳橋 <p>教育振興部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校改築 <ol style="list-style-type: none"> (1) 王子第一小学校 (2) 西が丘小学校 (3) 浮間中学校 (4) 神谷小中一貫校 2 学校リフレッシュ改修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浮間小学校 (2) 堀船小学校 (3) 滝野川小学校 3 飛鳥中学校リノベーション <p>子ども未来部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立保育所整備 2 保育所改修
--	--

3 財政分析・広報

毎年度、地方財政状況調査（決算統計）により、普通会計決算ベースで調査表を作成し、決算の分析、財政分析指標の算出・公表を行っている。平成19年度決算からは地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表を行っている。

また、区の財政状況をわかりやすくPRするため、予算書・決算書に加え、「ふるさと北区財政白書」、「予算の概要」、「予算案の特徴」等の冊子を作成し、図書館、地域振興室、区政資料室に配置するとともに、北区ニュース・ホームページにおいて、財政事情、財政比較分析表、予算・決算特集を掲載している。

そのほか、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成し、平成30年度から「ふるさと北区財政白書」と一体化して公表するなど、分かりやすい財政情報の開示・提供を図っていく。

4 地方公会計制度

平成29年度に日々仕訳方式を採用し、平成30年度（平成29年度決算）から総務省策定の統一的な基準による財務書類の作成・公表を行っている。

5 平成30年度歳入歳出予算の概要

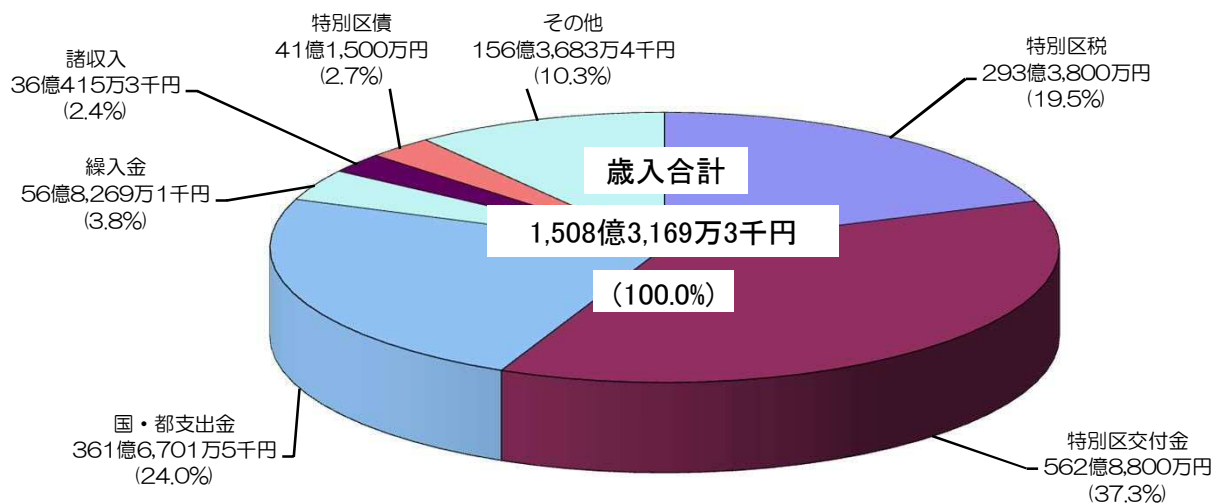
(1) 一般会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算					計	構成比 %
		1号(6月)	2号(9月)	3号(11月)	4号(2月)	5号(3月)		
1 特別区税	29,078,000	0	0	0	260,000	0	29,338,000	19.5
2 地方譲与税	450,000	0	0	0	0	0	450,000	0.3
3 利子割交付金	84,000	0	0	0	0	0	84,000	0.1
4 配当割交付金	307,000	0	0	0	0	0	307,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	264,000	0	0	0	0	0	264,000	0.2
6 地方消費税	5,912,000	0	0	0	0	0	5,912,000	3.9
7 自動車取得税	248,000	0	0	0	0	0	248,000	0.2
8 地方特例交付金	208,000	0	0	0	0	0	208,000	0.1
9 特別区交付金	54,700,000	0	0	0	1,588,000	0	56,288,000	37.3
10 交通安全対策特別交付金	23,000	0	0	0	0	0	23,000	0.0
11 ゴルフ場利用税	8,000	0	0	0	0	0	8,000	0.0
12 分担金及び負担金	2,795,443	0	0	0	△ 22,019	0	2,773,424	1.8
13 使用料及び手数料	2,875,985	0	0	0	△ 6,000	0	2,869,985	1.9
14 国庫支出金	27,317,981	9,736	174,270	1,516	△ 1,303,482	321,396	26,521,417	17.6
15 都支出金	10,390,272	15,730	60,484	0	△ 820,888	0	9,645,598	6.4
16 財産収入	165,863	0	0	0	11,248	0	177,111	0.1
17 寄付金	1	0	0	0	15,066	0	15,067	0.0
18 繰入金	11,035,263	0	940,507	31,688	△ 6,324,767	0	5,682,691	3.8
19 繰越金	1,800,000	369,785	127,462	0	0	0	2,297,247	1.5
20 諸収入	3,644,192	2,500	36,183	0	△ 78,722	0	3,604,153	2.4
21 特別区債	4,391,000	0	0	0	△ 276,000	0	4,115,000	2.7
歳入合計	155,698,000	397,751	1,338,906	33,204	△ 6,957,564	321,396	150,831,693	100.0

平成30年度一般会計歳入予算（最終予算額）

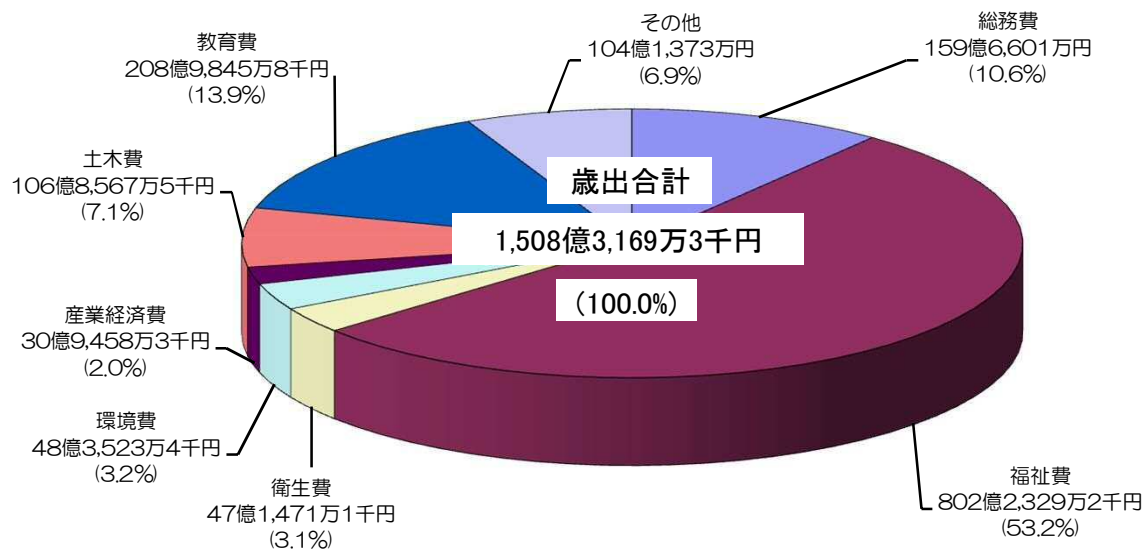


(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算					計	構成比 %
		1号(6月)	2号(9月)	3号(11月)	4号(2月)	5号(3月)		
1 議会費	778,973	0	7,000	0	0	0	785,973	0.5
2 総務費	16,362,262	226,990	62,183	△19,275	△666,150	0	15,966,010	10.6
3 福祉費	81,911,347	14,094	1,011,373	14,507	△2,728,029	0	80,223,292	53.2
4 衛生費	4,702,122	119,955	75,401	△16,373	△166,394	0	4,714,711	3.1
5 環境費	4,876,778	0	1,000	0	△42,544	0	4,835,234	3.2
6 産業経済費	2,828,971	0	24	0	△55,808	321,396	3,094,583	2.0
7 土木費	12,501,250	35,012	120,766	0	△1,971,353	0	10,685,675	7.1
8 教育費	22,159,765	1,700	61,159	54,345	△1,378,511	0	20,898,458	13.9
9 公債費	3,462,167	0	0	0	0	0	3,462,167	2.3
10 諸支出金	5,914,365	0	0	0	51,225	0	5,965,590	4.0
11 予備費	200,000	0	0	0	0	0	200,000	0.1
歳出合計	155,698,000	397,751	1,338,906	33,204	△6,957,564	321,396	150,831,693	100.0

平成30年度一般会計歳出予算（最終予算額）



(2) 特別会計

国民健康保険事業会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 国民健康保険料	8,635,257	0	△421,221	8,214,036	21.4
2 一部負担金	4	0	0	4	0.0
3 使用料及び手数料	168	0	0	168	0.0
4 国庫支出金	1	0	59	60	0.0
5 都支出金	26,484,920	0	△1,848,956	24,635,964	64.3
6 繰越金	300,000	9,995	575,447	885,442	2.3
7 諸収入	44,944	0	15,744	60,688	0.2
8 繰入金	4,692,883	0	△165,956	4,526,927	11.8
歳入合計	40,158,177	9,995	△1,844,883	38,323,289	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 総務費	823,935	0	△32,774	791,161	2.1
2 保険給付費	26,497,273	0	△1,952,598	24,544,675	64.0
3 国民健康保険事業費納付金	11,876,222	6,205	△189,243	11,693,184	30.5
4 共同事業拠出金	7	0	0	7	0.0
5 保健事業費	397,342	0	△49,716	347,626	0.9
6 諸支出金	63,398	3,790	579,448	646,636	1.7
7 予備費	500,000	0	△200,000	300,000	0.8
歳出合計	40,158,177	9,995	△1,844,883	38,323,289	100.0

中小企業従業員退職金等共済事業会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	合計	構成比 %
1 共 済 収 入	9,420	9,420	8.2
2 財 産 収 入	217	217	0.2
3 繰 入 金	104,974	104,974	91.6
4 繰 越 金	1	1	0.0
5 諸 収 入	1	1	0.0
歳 入 合 計	114,613	114,613	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	合計	構成比 %
1 事 業 費	114,613	114,613	100.0
歳 出 合 計	114,613	114,613	100.0

介護保険会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 介護保険料	6,109,838	△ 77,494	0	6,032,344	19.2
2 使用料及び手数料	1	0	0	1	0.0
3 国庫支出金	6,862,808	5,334	26,654	6,894,796	21.9
4 支払基金交付金	7,699,804	65,119	△ 37,645	7,727,278	24.6
5 都支出金	4,257,941	2,667	△ 17,428	4,243,180	13.5
6 財産収入	840	0	418	1,258	0.0
7 繰入金	5,323,717	90,384	△ 105,866	5,308,235	16.9
8 繰越金	2	1,235,232	0	1,235,234	3.9
9 諸収入	1,858	0	36	1,894	0.0
歳入合計	30,256,809	1,321,242	△ 133,831	31,444,220	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 総務費	711,652	5,354	0	717,006	2.3
2 保険給付費	27,111,149	0	0	27,111,149	86.2
3 地域支援事業費	2,147,166	21,163	△ 135,486	2,032,843	6.5
4 基金積立金	840	731,709	418	732,967	2.3
5 諸支出金	15,002	563,016	1,237	579,255	1.8
6 予備費	271,000	0	0	271,000	0.9
歳出合計	30,256,809	1,321,242	△ 133,831	31,444,220	100.0

後期高齢者医療会計

(歳入)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 後期高齢者医療保険料	3,463,356	0	65,675	3,529,031	40.5
2 使用料及び手数料	3	0	0	3	0.0
3 繰入金	4,939,347	0	△259,559	4,679,788	53.7
4 繰越金	1	215,812	0	215,813	2.5
5 諸収入	292,602	85	△7,555	285,132	3.3
歳入合計	8,695,309	215,897	△201,439	8,709,767	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	当初予算	補正予算		計	構成比 %
		1号(9月)	2号(2月)		
1 総務費	174,257	0	△3,500	170,757	2.0
2 広域連合納付金	7,831,405	0	△176,463	7,654,942	87.9
3 保健事業費	302,332	0	△19,836	282,496	3.2
4 葬祭費	175,313	0	△3,640	171,673	2.0
5 諸支出金	12,002	215,897	2,000	229,899	2.6
6 予備費	200,000	0	0	200,000	2.3
歳出合計	8,695,309	215,897	△201,439	8,709,767	100.0

6 特別区債

本区における特別区債の発行状況は、下記のとおりです。

特別区債発行状況一覧表

発行年度	特別区債の目的	発行額	発
			年利率 (%)
6	滝野川西区民センター建設外13件	20,202,200	0.0~4.75
7	滝野川西区民センター建設外12件	10,795,100	3.0~3.6
8	滝野川東区民センター建設外11件	5,921,600	2.4~3.1
11	岩井臨海学園建設外8件	4,556,800	1.8~2.1
12	東十条ふれあい館建設外11件	5,687,200	1.3~1.6
13	滝野川第一小学校用地取得外2件	1,094,500	0.6~2.0
14	赤羽北区民センター建物取得外5件	4,219,700	0.5~1.1
15	滝野川第一小学校用地取得外4件	7,015,100	0.28~1.8
16	減税補てん債外1件	7,864,900	0.2~1.1
17	減税補てん債外1件	1,543,200	0.1~1.7
18	減税補てん債外3件	1,681,400	0.01~2.0
19	学校改築外4件	6,160,000	0.9~1.9
20	学校改築外4件	4,521,000	0.8~2.0
21	学校改築外3件	3,198,500	0.6~1.7
22	学校改築外1件	2,447,000	0.9~1.3
23	学校改築外3件	3,532,000	0.7~1.4
24	学校改築外2件	1,706,000	0.3~1.0
25	学校改築外3件	3,262,000	0.3~1.0
26	赤羽体育館建設外1件	1,342,000	0.2
27	仮称赤羽台のもり公園用地取得外4件	3,449,000	0.07~0.1
28	赤羽体育館建設外3件	4,929,000	0.01
29	学校改築外1件	2,972,900	0.01~0.4
小計（平成6年~平成29年度）			

発行年度	特別区債の目的	発行額	発
			年利率 (%)
30	道路整備（北66号外5路線）	151,000	0.004~0.2
	学校改築（稲付中学校外1校）	3,537,000	0.004~0.2
	学校用地取得（王子第一小学校）	315,000	0.004
	小計	4,003,000	-
合計			

※償還が終了している年度は省略した。

※上記数値には、一般会計及び用地特別会計分を含む。

※減税補てん債については、平成13年度債から「利率見直し方式」のため借入

※令和元年度発行予定額（当初予算計上額 4,224,000千円）は上記には含ま

(単位：千円)

行 条 件		区債現在高 (平成30年度末)	令和元年度 償還見込額	区債現在高 (令和元年度末 現在高見込)
償還期間 (年)	据置期間 (年)			
4~25	0~6	6,264	6,264	0
10~25	2~10	63,616	31,311	32,305
10~22	2~9	13,348	4,335	9,013
9~20	3	143,874	143,874	0
4~25	0~3	363,296	169,098	194,198
10~25	3	184,930	48,430	136,500
4~25	0~9	395,190	97,352	297,838
4~25	3~9	338,567	51,814	286,753
10~20	0~3	224,729	37,268	187,461
10~20	3~9	282,510	40,238	242,272
12~25	2~4	550,240	51,130	499,110
10~25	2~4	189,258	12,197	177,061
10~20	2~9	1,030,809	586,642	444,167
10~20	2~9	959,983	332,534	627,449
10~15	2~3	1,271,388	228,776	1,042,612
10~20	2~3	2,241,305	307,874	1,933,431
10~20	2~3	1,240,069	137,833	1,102,236
10~20	2~3	2,613,140	282,925	2,330,215
10	2~3	1,117,566	185,331	932,235
10	2~3	3,221,527	459,070	2,762,457
10	2~3	4,929,000	294,542	4,634,458
10~25	2~3	2,972,900	0	2,972,900
		24,353,509	3,508,838	20,844,671

行 条 件		区債現在高 (平成30年度末)	令和元年度 償還見込額	区債現在高 (令和元年度末 現在高見込)
償還期間 (年)	据置期間 (年)			
10	3~9	151,000	0	151,000
10	2~9	3,537,000	0	3,537,000
10	3	315,000	0	315,000
-	-	4,003,000	0	4,003,000
		28,356,509	3,508,838	24,847,671

から10年後に見直しがある。
ない。

広 報 課

1. 広 報

区政の現状や課題、区の事業などの情報を正確にわかりやすく提供し、区政を区民にとって身近なものとするとともに、区民との協働を促進し、透明で開かれた区政を実現するために広報活動として次の事務を行っている。

(1) 北区ニュース（別表1参照） (104,409千円)

区の重点施策や事業の紹介、イベント案内など、区政についての情報を区民にお知らせするとともに問題意識を共有するため、広報紙として「北区ニュース」を毎月3回（1日号、10日号、20日号）発行している。

1日号・10日号は町会・自治会を通じて、20日号はポスティング（配布業者が各家庭の郵便受けなどに配布する方法）により配布しているほか、駅広報スタンド・区内のファミリーマート・郵便局・区の公共施設等でも配布している。インターネットにおける情報発信としては、ホームページに掲載しているほか、平成27年4月より、スマートフォン等で利用できるアプリ配信を開始し、平成28年度から、パソコンやスマートフォンから誰もがいつでも北区ニュースを読めるよう、「マイ広報紙」を導入した。

視覚障害者のためには、北区ニュース点字版、声の広報（テープ版・デジ版）を作成するとともに、mp3の音声データをホームページにアップしている。

さらに、北区の魅力・愛着・誇りを感じられる情報発信ページとして、平成28年度から1日号に北区の魅力を紹介するコラム「ぶらり散歩道」を設けるとともに、年1回20日号において「北区の魅力再発見」特集紙面カラー刷り4頁を加え発行している。

なお、令和元年後半に編集方針の見直しを行い、より見やすく視覚的・印象的に区政情報や区の魅力が伝わるよう、全号カラー刷りで発行する予定である。

また、自主財源の確保及び区民生活に密着した役立つ情報を提供するため、平成14年8月から毎月20日号に有料広告を掲載している。平成30年6月20日号掲載分から広告料金及び掲載枠数を改定し、歳入の確保に努めている。

(2) 報道・パブリシティ (65千円)

新聞・テレビ等のメディアを通じて、北区及び北区政について紹介してもらうため、日刊紙・地方紙・テレビ局等の報道機関に対して、適宜区政関連情報を提供している。

30年度実績 ○新聞社等への提供件数：217件

(3) 北区広報番組 (5,995千円)

北区広報番組「住めば、北区東京。」として区や区の施策、施設の紹介、歴史・人物・観光・地域情報等をテーマにした番組を制作し、J:COM東京で放送している。また、制作した番組は、北区内外へ向けて情報発信するため、一部の番組については、TOKYO MXの番組配信サービス「エムキャス」で提供しているほか、YouTube北区公式チャンネルへのアップや広報DVDとして貸し出しもしている。

※北区広報番組名は、平成28年4月、「いい顔*きたく」から「住めば、北区東京。」へ変更

※TOKYO MXによる提供は、平成30年度より、テレビ放送から番組配信サービス（ビデオ・オンデマンド配信）に変更

30年度実績 ○広報番組制作本数：4本 ○広報ビデオ貸出件数：142件

(4) ホームページ運営 (9,068千円)

北区公式ホームページは平成26年2月に定めた「北区公式ホームページリニューアル方針」に基づき、平成27年2月リニューアルした。

新ホームページでは、時期に合わせてアクセス件数の多いページをトップページからダイレクトにアイコンで表示するとともに、スマートフォン等、画面サイズが異なる場合でも、自動的にそれぞれの画面サイズに対応するものとした。

さらに、リニューアルに伴い、シティプロモーションサイトを作成するとともに、フェイスブック及びYouTubeを開設。子育て、長生き、安全・安心なまちづくりのページも充実させた。今後も、利用者の目線に立ったホームページを推進し、北区の魅力を発信していく。

30年度実績 ○総アクセス件数：17,447,380件（月平均：1,453,948件）

(5) 刊行物の発行 (3,199千円)

区の歴史、自然、文化、魅力等の紹介や、区政運営の基本姿勢、将来像など区の概要を掲載した「北区勢要覧」を4年に1回、「北区勢要覧データ集」を毎年発行している。令和元年度は「北区勢要覧」の発行年に当たる。また、区民の暮らしに係わる行政情報をまとめた「わたしの便利帳」については、平成29年度NTTタウンページ合冊版の廃止に伴い、平成30年度は刊行物名を「北区くらしのガイド」と改めるとともに、配布対象者を転入者及び希望者とし区単独で発行した。

30年度実績 ○北区勢要覧2018データ集 500部
○北区くらしのガイド（2018・2019年度版） 60,000部

(6) 区政資料室 (3,936千円)

区政に関する資料などをそろえ、閲覧・貸出などを行っている。また、北区刊行物などの有償頒布を行っている。

30年度実績 ○年間閲覧者数：11,038名 ○月平均閲覧者：920名

2. シティプロモーション推進 (2,256千円)

北区の個性と魅力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信し、区民が地域に対する魅力を認識し、地域への誇り・愛着を持つこと、区内外の子育てファミリー層や若年層の定住化を目指すためシティプロモーションの取組みを推進する。

平成30年度は、子育てファミリー層をターゲットとして、子育てプロモーション冊子「Family Life in Tokyo Kita City ～住めば、北区東京。～」を一般社団法人東京北区観光協会と共同で制作・発行した。また、北区の地域振興や観光振興等を目的に、赤羽とゆかりのあるロックバンド「エレファントカシマシ」を通じたプロモーション事業を実施した。さらに、3年に一度の都市イメージ調査を実施した。

令和元年度は、北区シティプロモーション方針の集中取組期間最後の年として、引き続き北

区ゆかりの著名人と連携した事業を展開していく。

3. イメージ戦略 (11,731千円)

都市間競争と都市経営の視点から、首都圏のファミリー層・若年層を中心に、北区の知名度とイメージをより高めて行くことを目指して、平成8年3月に策定した「北区イメージ戦略ビジョン＝KISS (Kita-ku Image Strategy & Scheme)」に基づき、北区のイメージ戦略を推進してきた。

平成24年7月、「KISS」を継承し、その目的を達成するための新たな行動指針として、引き続き10年先を見据え「北区イメージ戦略ビジョン (KISS) 第2次行動計画」を策定し、これから展開していく作戦の方向性とその体系を示した。

(1) 北区アンバサダー (大使) 制度

北区にゆかりのある著名人・文化人に「北区アンバサダー」を委嘱し、それぞれの活動の中で北区の魅力をPRしていただいている。

倍賞千恵子氏 (女優・歌手)、弦哲也氏 (作曲家)、水森かおり氏 (歌手) の3名。

なお、平成8年より北区アンバサダーとして活動された内田康夫氏 (作家) は平成30年3月13日に、また、ドナルド・キーン氏 (日本文学研究者) は平成31年2月24日に逝去された。

(2) アンバサダーイベント (30年度実績)

倍賞千恵子氏：飛鳥山公園モノレール (アスカルゴ) 車内アナウンス

内 容：平成21年7月から稼働している「あすかパークレール」の「アスカルゴ」車内で、四季折々 (桜・春・夏・秋・冬) の飛鳥山の魅力を紹介するアナウンスを平成24年3月31日から始めた。

(3) 「北区内田康夫ミステリー文学賞」

内 容：平成14年度から、内田康夫氏の協力を得て「北区内田康夫ミステリー文学賞」を創設し、ミステリー小説を全国から募集し、優秀な作品に賞を授与している。記念イベントとして前年度大賞受賞作品を舞台化し上演している。

また、平成30年度は、文学賞受賞作品を掲載したブックレットを制作した。

30年度 (第17回) 実績：

○作品募集期間：平成30年4月1日 (日)～9月28日 (金)

○作品応募数：205編

○選考結果

賞	作品名	作者名
大賞 賞金100万円	金木犀の木の下の	福田 純二 氏
区長賞 賞金10万円	運がいいのか悪いのか	加藤 眞男 氏
奨励賞 賞金10万円	秘密を夜に閉じこめて	横山 黎 氏

○授賞式と記念イベント

開催日：平成31年3月23日（土）

会 場：北とびあ さくらホール

内 容：第17回「北区内田康夫ミステリー文学賞」授賞式、講評

記念イベント：第16回大賞受賞作品「妖剣」の上演

入場者数：479名

(4) 北区イメージ戦略推進員制度（O-KISS）、北区イメージ戦略大学生協力員制度（U-KISS）

北区の若手職員が組織を超えてチームを組む北区イメージ戦略推進員（O-KISS）は、平成8年度から北区の魅力を発掘・演出し、PRしていく活動に取り組んでいる。

平成23年度から、新たな担い手として、北区とゆかりのある大学の学生に北区イメージ戦略大学生協力員（U-KISS）を委嘱し、O-KISSと協働して北区の魅力発信・知名度向上に取り組んでいる。U-KISSは、平成23年3月31日に北区と東京家政大学の包括協定締結を契機として、同大学の学生に委嘱している。

30年度実績

○メンバー構成：O-KISS（9名）、U-KISS（13名）

○活動内容：WEB写真集の企画・制作を行った。

4. 広聴・相談

区政に対する区民の意見・要望・提案を幅広く把握し、また、相談を処理することにより、区民の意見を区政に活かすとともに、区民の区政への参画を促進するため、広聴・相談活動として、次の事務を行っている。

(1) 広 聴

(1,670千円)

ア きずなトーク

28年度から、王子・赤羽・滝野川の3地区において、北区町会自治会連合会が定期的に行う会議に区長が出向き、あらかじめ定めたテーマについて、幅広く意見・要望・提案を聴いている。

30年度実績 ○開催数：3回 ○参加者数：58名（内訳：王子15名、赤羽24名、滝野川19名）

イ 区政モニター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、区政モニターを委嘱し、会議・アンケート・施設見学等を実施している。昭和46年度創設。任期2年で定数38名。

30年度実績 ○会議数：3回 ○施設見学：2回 ○アンケート：0回

ウ 高校生モニター

区の課題について、若い世代からも意見・要望を聴き、区政運営の参考にすることを目的に、参加協力が得られる高校から生徒を派遣してもらい意見等を聴いている。平成10年度創設。平成14年度から隔年実施。

30年度実績 ○会議数：1回 ○参加者数：13名

エ 中学生モニター

高校生モニター同様、若い層の意見・要望・提案を聞き、区政運営の参考とするため、

参加協力が得られる中学校から生徒を派遣してもらい、会議・アンケート・施設見学等を実施している。平成13年度創設。任期1年。

30年度実績 ○委嘱式：1回 ○会議数：5回 ○施設見学：1回 ○参加者数：15名

オ 区政レポーター

自宅にいながらでも区民が区政への課題や施策についての意見・要望が伝えられるよう、区政レポーターを委嘱し、Eメール・郵便・FAXなどの通信手段により意見等を聴いている。平成12年度創設。任期1年。

30年度実績 ○委嘱者数：6名 ○実施数：3回

カ 小学生との区政を話し合う会

子どもたちの区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換を行っている。平成13年度創設。26年度まで隔年実施だったが、28年度から毎年実施。

30年度実績 ○会議：1回 ○参加者数：60名

キ 区長へのはがき

区政に対する意見・要望・提案・苦情等を年間を通じて随時のはがきにより区民から受け、施策への反映をはかっている。平成28年10月から、封書も作成・配付。

・対象：区民 ・方法：区施設の窓口に常備

30年度実績 ○受付件数：235件

ク ご意見メール（ホームページからのEメール）

ホームページ内に「ご意見・ご要望」を設け、区政に関する意見や要望、またはホームページに関する意見をEメールで受け付けている。

30年度実績 ○受信件数：1,901件

ケ 施設見学

区民に区政への理解を深めてもらうことを目的に、公募により区所有のマイクロバスで、区内施設を案内している。

30年度実績 ○実施数：2回 ○参加人数：10名

(2) 区民相談

(9,710千円)

ア 区政相談

区民相談室において、区職員が区政に関する相談にしている。

30年度実績 別表2参照

イ 特別相談

法律、交通、外国人、一般生活・青少年、人権、行政、税金、不動産取引、建築、登記等、表示登記（調査・測量）、年金労働雇用等に関する相談に対して、相談日を定めて、それぞれの専門の相談員が相談にしている。

30年度の実績及び相談実施日 別表2参照

(別表1) 令和元年度 北区ニュース等発行予定

事業名	北区ニュース	北区ニュース 点字版	声の広報
規格	タブロイド判	B5判	テープ・デイジー
頁数	1日号 4頁(2回) 8頁(9回) 10日号 4頁(11回) 20日号 8頁(6回) 10頁又は12頁(6回) 新年号 8頁(1回)	各号 30~80頁	1日号 4頁 60分 8頁 90分 10日号 4頁 60分 20日号 8頁 90分 10頁120分 12頁150分 デイジーは各1枚
発行回数	年35回	年35回	年35回
配布対象	全世帯、駅広報スタンド、 王子・赤羽郵便局、区内フ ァミリーマート、区公共施	視覚障害者 (点字解読者)	視覚障害者
発行部数	約195,000部	30部	30本・30枚
配布方法	町会・自治会委託。 1月1日号(1月10日号と 合併)と毎月20日号はポス ティング	製作委託先の東 京ヘレンケラー 協会から郵送	製作委託先の日本盲 人会連合から郵送
備考	毎月1日・10日・20日発行		

(別表2)

区民相談取扱状況 (平成30年度)

1. 区政相談 (区職員)

所 管 部	件 数	問い合わせ	相 談	苦 情	
政策経営部	1	1	0	0	
総務部	3	3	0	0	
危機管理室	4	3	1	0	
地域振興部	8	8	0	0	
区民部	40	35	5	0	
生活環境部	25	20	5	0	
健康福祉部	43	36	5	2	
北区保健所	2	2	0	0	
まちづくり部	17	16	0	1	
土木部	23	21	2	0	
会計管理室	0	0	0	0	
教育振興部	0	0	0	0	
子ども未来部	6	5	1	0	
監査事務局	0	0	0	0	
選管事務局	0	0	0	0	
区議会	1	1	0	0	
国関係	1	1	0	0	
都関係	8	8	0	0	
その他	14	13	1	0	
合計①	196	173	20	3	
上記以外の一般相談	土地・建物関係	281	278	3	0
	遺産相続	238	237	1	0
	債権・債務	48	48	0	0
	離婚・婚約不履行	64	64	0	0
	相 隣	51	46	5	0
	損害賠償	41	40	1	0
	家庭内紛争	18	17	1	0
	交通事故	76	75	1	0
	一般生活・青少年	57	57	0	0
	登記等	92	92	0	0
	外国人	43	42	1	0
	税金	207	204	3	0
	法律相談問合せ	1,016	1,015	1	0
	その他	460	456	4	0
合計②	2,692	2,671	21	0	
総計①+②	2,888	2,844	41	3	

2. 特別相談

(1) 法律相談（弁護士）

相談内容		件数
土地・建物	貸借	236
	売買	64
遺産相続・財産分与		566
債権・債務		91
離婚・婚約不履行		157
相隣関係		63
損害賠償		77
その他		622
合計		1,876

(2) その他の相談（各種相談員）

名称	件数
交通相談	63
外国人相談	中国語：18 英語：3
一般生活・青少年相談	21
人権相談	7
行政相談	14
税金相談	120
不動産取引相談	79
建築相談	31
登記等相談	60
表示登記相談	28
年金労働雇用相談	18
行政書士相談	24
合計	486

各種相談平均利用（1日あたり）件数

名称	件数
区政相談	12.1
法律相談	13.2
交通相談	0.6
外国人相談	中国語：0.4 英語：0.3
一般生活・青少年相談	1.9
人権相談	0.6
行政相談	1.2
税金相談	5.2
不動産取引相談	3.8
建築相談	1.3
登記等相談	5.0
表示登記相談	2.8
年金労働雇用相談	1.5
行政書士相談	2.0

区民相談実施日（30年度）

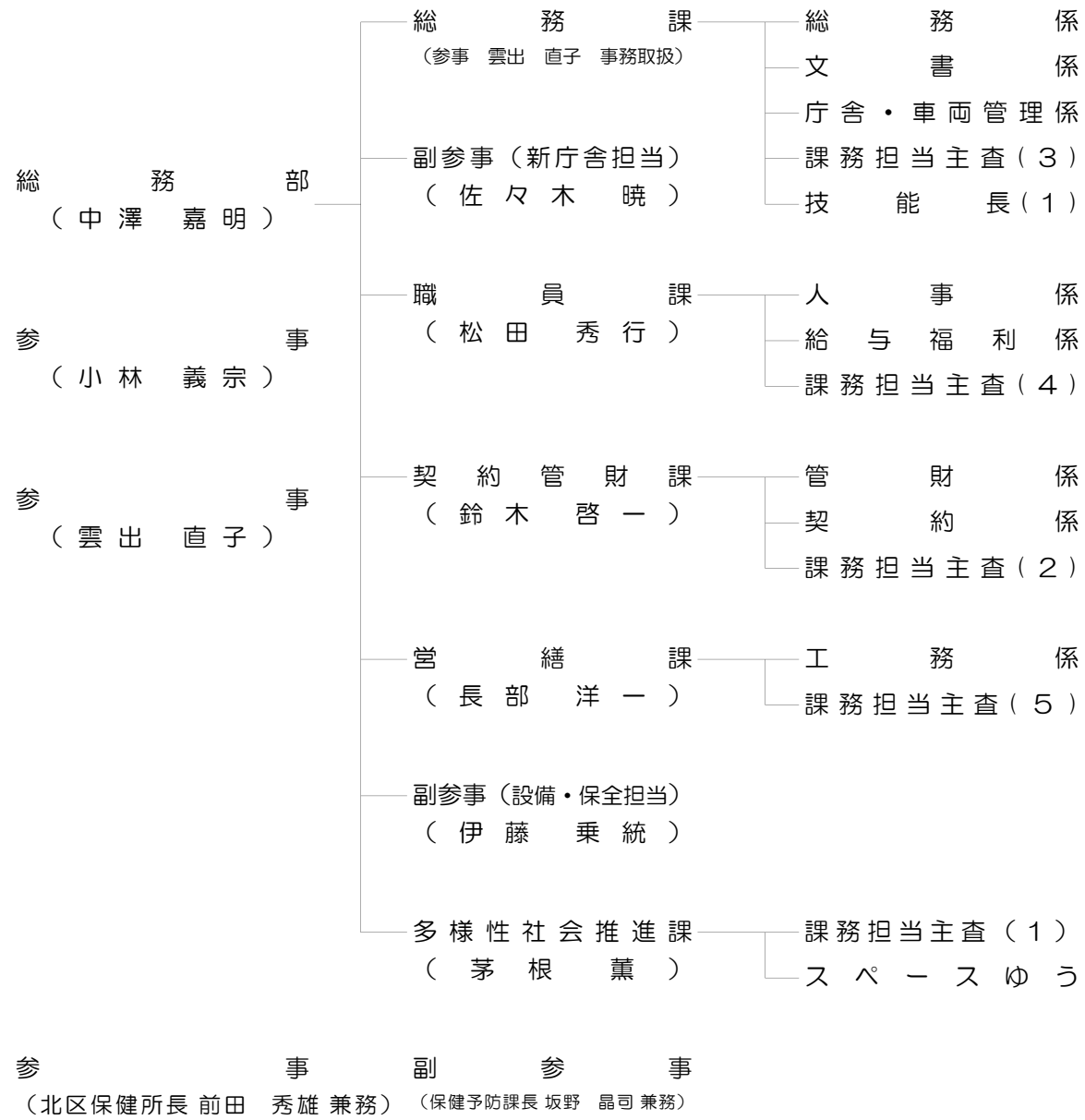
名称	実施日	時間
区政相談	月～金曜	開庁時間
特別相談		
法律相談	月・水・金曜	午後1～3時30分
交通相談	水・金曜	午後1～4時
外国人相談		
英語	第2火曜	午後1～4時
中国語	火曜	午後1～4時
一般生活・青少年相談	第1火曜	午後1～4時
人権相談	第4火曜	午後1～4時
行政相談	第2木曜	午後1～4時
税金相談	第2・3木曜	午後1～4時
不動産取引相談	第1・3木曜	午後1～4時
建築相談	第1・3火曜	午後1～4時
登記等相談	第2木曜	午後1～4時
表示登記相談	第1木曜	午後1～4時
年金労働雇用相談	第4木曜	午後1～4時
行政書士相談	第2火曜	午後1～4時

(白紙)

総務部

総務部組織図

令和元年5月1日現在



総務部職員配置状況

令和元年5月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
総務部	136	3	5	32	89	6		
総務課	36	3		9	20	4		(※1) 参事（監査事務局長事務取扱） 参事（総務課長事務取扱） 非常勤7名
総務係	14	(※1) 3		4	7			
文書係	7			1	5	1		
庁舎管理係	15			4	8	3		
副参事（新庁舎担当）	1		1					
職員課	33		1	7	25			(※1) その他人事係付として 派遣研修1名
人事係	17		1	(※1) 4	(※2) 12			(※2) その他人事係付として 派遣研修15名
給与福利係	16	(※3) (1)	(※4) (1)	3	13			(※3) 兼務参事（北区保健所長） (※4) 兼務副参事（保健予防課長）
契約管財課	16		1	5	10			
管財係	6		1	1	4			
契約係	7			2	5			
契約管財主査（検査）	3			2	1			
営繕課	44		1	10	31	2		(※1) 兼務主査（環境課環境主査）
工務係	5		1	2	2			
営繕主査（技術管理・保全推進担当）	7			1	4	2		
営繕主査（区民・福祉施設担当）	7			1	6			
営繕主査（教育施設担当）	7			2	5			
営繕主査（電気設備担当）	9			(※1) 1	8			
営繕主査（機械設備担当）	9			3	6			
副参事（設備・保全担当）	1		1					
多様性社会推進課	5		1	1	3			(※1) スペースゆう所長事務取扱（多様性社会推進課長） 非常勤5名
多様性社会推進主査	5		1	1	3			
スペースゆう				(※1) (1)				

※上表の他に、自治法派遣等として

- 特別区人事・厚生事務組合派遣（係長1、係員6）
- 東京二十三区清掃一部事務組合派遣（係長/主査2）
- 東京都後期高齢者医療広域連合派遣（係長1、係員1）
- 岩手県釜石市派遣（係員2）
- 宮城県気仙沼市派遣（係員1）
- 福島県広野町派遣（係員1）
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（係員8）

分 掌 事 務

総 務 部

総 務 課

総 務 係

1. 区議会に関すること。
2. 褒賞及び表彰に関すること。
3. 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
4. 平和に関すること。
5. 内部統制に関すること。
6. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
7. 他の部、室、課、係に属しないこと。

文 書 係

1. 公印に関すること。
2. 文書の審査、受領、配付及び保存に関すること。
3. 法規及び庁規に関すること。
4. 訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関すること（他に規定するものを除く。）。
5. 官報及び公報に関すること。
6. 公告式に関すること。
7. ファイリング・システムに関すること。
8. 情報公開及び個人情報保護に関すること。
9. 他の部、室、課、係に属しない証明に関すること。

庁舎・車両管理係

1. 庁舎及び庁内施設の維持管理に関すること。
2. 庁中取締に関すること。
3. 宿日直に関すること。
4. 庁有車の安全運転管理及び集中管理に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 秘書事務に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 国際交流及び多文化共生に関すること。

副 参 事（新庁舎担当）

1. 新庁舎に関する事。

職 員 課

人 事 係

1. 職員の分限及び懲戒に関する事。
2. 職員の勤怠、服務その他の人事に関する事。
3. 職員の任用及び退職に関する事。
4. 職員の定数に関する事。
5. 職員の研修に関する事。
6. 課内他の係に属しない事。

給 与 福 利 係

1. 職員の給与及び旅費に関する事。
2. 職員共済組合及び職員互助組合に関する事。
3. 職員の退職手当に関する事。
4. 職員の公務災害補償に関する事。
5. 職員の被服貸与に関する事。
6. その他職員の福利厚生に関する事。

課 務 担 当 主 査

1. 職員団体に関する事。
2. 職員の人材育成に関する事。
3. 職員の健康管理に関する事。
4. 職員の安全衛生及び職員互助会に関する事。

契 約 管 財 課

管 財 係

1. 公有財産の取得（他に規定するものを除く）、管理及び処分に関する事。
2. 公有財産事務の総括に関する事。
3. 土地開発公社に関する事。
4. 財産価格審議会に関する事。
5. 課内他の係に属しない事。

契 約 係

1. 物品及び材料の購買契約に関すること。
2. 工事及び修繕等の請負契約に関すること。
3. 労力その他の供給契約に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 物品及び材料の検査に関すること。
2. 工事等の検査に関すること。

営 繕 課

工 務 係

1. 営繕工事の総括に関すること。
2. 営繕工事の進行管理に関すること。
3. 課内他の係に属しないこと。

課 務 担 当 主 査

1. 営繕工事の技術管理に関すること。
2. 営繕工事に係る資料収集及び整備に関すること。
3. 区有施設の建築工事の設計及び監督に関すること。
4. 区有施設の設備工事の設計及び監督に関すること。
5. 区有施設の修繕に係る連絡調整に関すること。

副 参 事（設備・保全担当）

1. 区有施設の設備・保全に関すること。

多 様 性 社 会 推 進 課

1. 人権に関すること
2. 多様性を認め合う社会の推進に関すること。
3. 男女共同参画に関する調査、計画及び調整に関すること。
4. 男女共同参画に係る団体活動の促進及び支援に関すること。
5. 配偶者からの暴力の防止に関すること（他に規定するものを除く）。
6. 男女共同参画に係る啓発に関すること。
7. スペースゆうに関すること。

総 務 部

総 務 課

総 務 事 務

1. 行政執行のため交際上必要な経費を「区長交際費の取扱い基準」に基づき支出・管理する事務を行っている。(2, 160千円)

件名、相手方の氏名、金額をホームページで公開している。

平成30年度支出額	252件	1,425,908円
内 訳 会費	237件	1,298,800円
弔慰	15件	127,108円

2. 区議会提出案件の総合調整及び送付に関する事務を行っている。

平成30年1月から同年12月までの区議会提出案件数 87件

(条例46件、予算15件、契約16件、道路1件、その他9件)

3. 叙位、叙勲、褒章、条例等に基づく該当者の推薦、東京都表彰規則に基づく表彰該当者の推薦、北区区政功労者表彰規則等に基づく表彰に関する事務を行っている。(3, 737千円)

◇平成30年10月 1日	東京都功労者表彰	2名
◇平成31年 3月15日	北区区政功労者表彰	262名
	特別区政功労者	14名
	区政功労者	225名
	徳行者	23名

4. 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更の認可、並びに閉鎖命令、設置認可申請の勧告及び教育の停止命令等に関する事務を行っている。

私立専修学校 6校 私立各種学校 3校

5. 特別区人事・厚生事務組合等分担金の支出、特別職報酬等審議会、公益通報者保護制度等の事務を行っている。

6. 区民からの信頼確保及び職員の適正な事務執行等のために、令和2年度からの内部統制の導入に向けた準備を進めているところであり、令和元年度は、リスク評価及び対応策の検討等に取り組む予定である。

7. 北区平和都市宣言に基づき、平和の尊さを区民に周知・啓発するための事業を行っている。
(5, 520千円)

平和祈念週間事業の実施 期間 令和元年7月30日～8月3日(5日間)

<平成30年度実施事業>

(1) 平和祈念週間事業の実施

期間 平成30年7月31日～8月4日(5日間)

会場 北とびあ(展示ホール、飛鳥ホール)ほか

主な事業 平和展、戦没者追悼の集い、平和祈念コンサート、
平和祈念モニュメント、平和図書コーナーほか

(2) 「平和バスツアー」の実施

8. 国際化推進事業(24, 817千円)

「北区国際化推進ビジョン」(平成16年6月策定)に基づき、「地球市民を育む意識づくり」、「国際交流・国際協力の推進」、「外国人にも暮らしやすい環境づくり」の3つを施策の方向に掲げ、区民、ボランティア・区民活動団体などと連携・協働して、さまざまな事業を行っている。

<平成30年度実施事業>

(1) 短期国際交流員事業

東洋大学及びJET日本語学校の留学生等を短期国際交流員として受入れ、保育園・児童館等に派遣した。(参加者20名)

(2) 異文化交流事業

日本の伝統文化体験イベントや区民まつり王子会場内に国際ふれあい広場(各国民族料理や民芸品の出店等)を設置し交流を図っている。

(3) 国外友好都市との交流

①北京市西城区との交流

北京市人民政府代表团及び茶文化交流代表团が北区を訪問し、茶文化交流を行った。

②ウォルナットクリーク市との交流

青少年交流団海外派遣事業 北区在住高校生11名を派遣し、ホームステイやワークショップへの参加を通じ、異文化理解や現地青少年との友好を深める交流事業を実施した。

(4) 外国人のための防災講座

防災センターにて体験・講義を受けた。

(平成31年2月23日 参加者7名)

(5) 外国人向け国際交流紙「Global Thinking」の発行

年4回(7月、9月、12月、3月)、3,000部発行。

日本語、英語、中国語、ハンガルの4ヶ国語併記としている。

(6) 外国語の通訳と翻訳(国際交流協力ボランティア(Kvoice))

Kvoiceの協力を得て、外国人来庁者や区立小中学校等において、外国人児童、生徒、保護者に対する通訳及び区民向けPR紙等の翻訳を行った。(平成30年度171件)

(7) 日本文化体験イベント

在住外国人向けに、日本の伝統文化(生け花・箏曲・折り紙・茶道)に触れてもらうためイベントを開催した。

(平成31年3月3日 参加者35名)

(8) 北区多文化共生指針及び北区多文化共生行動計画の策定

日本人と外国人が地域社会において共生していく方針を策定するため「多文化共生指針策定検討会」を設置し検討を行い、平成30年7月に「北区多文化共生指針」を策定した。

また、この指針で示した各施策を効果的に実施していくため、令和元年度を初年度とする「北区多文化共生行動計画」(3カ年計画)を策定した。

令和元年度は「外国人意識意向調査」の実施、「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。

文 書 事 務

法令等の規定により作成義務のある文書、区又は区の機関の発意により作成する文書、住民からの申請その他に基づいて作成する文書等、年々事務事業の増大によって、取り扱う文書(区政情報)の量が増大し、内容も多様化してきている。

文書(区政情報)の真正保持、適切な管理について次のような事務を分掌している。

1. 文書関係事務(29,690千円)

(1) 文書(区政情報)の審査、受発等

各主管課が起案する文書で、区長又は副区長の決裁等を要するもの又は閲覧に供するもの(別に指定する文書を除く。)の審査を行っている。

また、東京都北区区政情報管理規程に基づいて、到達文書等の受領及び配付並びに区政情報の保存及び廃棄に関する事務を行っている。

(2) 官報及び東京都公報の保管の事務を行っている。

(3) 告示

東京都北区公告式条例に基づく条例及び規則の公布に関する事務並びに東京都北区告示式に基づき告示に関する事務を行っている。

なお、公布及び告示は北区役所の掲示場に掲示して行う。

告 示 件 数 843件(平成30年1月~同年12月)

(4) 行政証明

他の部、室、課、係に属しない行政証明(学則証明、登録免許税法に基づく証明等)事務を行っている。

証 明 件 数 7件(平成30年4月~平成31年3月)

2. 法規・訴訟事務(31,106千円)

(1) 公 印

公印は文書の真正を認証する機能を有するもので、庁印(区印等)と職印(区長印等)とがあり東京都北区公印規則に基づいて保管、新調、改刻し、各公印管守者によって管理される。

公 印 の 数 1,245個(平成31年4月1日現在)

(2) 法規、庁規

法令の解釈及び条例、規則、訓令等の立案の事務を行っている。
条例等の制定及び改廃件数（平成30年1月～同年12月）

条例等区分	条 例	規 則	訓 令	計
制 定	3	3	1	7
改 正	50	74	21	145
廃 止	3	3	0	6
計	56	80	22	158

(3) 訴訟及び不服申立て

北区又は北区長が当事者となる訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関する事務（他に規定するものを除く。）を行っている。

(4) 顧問弁護士

法律的に瑕疵のない行政運営を行うため、法律事務所と法律顧問委託契約を締結し、法律的な問題に関し、指導及び助言を受けている。

相 談 件 数 28件（平成30年4月～平成31年3月）

3. 情報公開・個人情報保護事務（1,047千円）

情報公開制度に基づく情報の公開と提供に関する事務及び北区が保有する個人情報を総合的に体系的に保護し、管理の適正を期するとともに、区民からの自己の個人情報の開示等の請求に関する事務を行っている。

請求件数（平成30年4月～平成31年3月）

情報公開 295件

自己情報 163件

庁舎・車両管理事務

1. 建物、設備の維持管理（538,196千円）

第一、第二、第三、第四、第五庁舎、別館及び滝野川分庁舎、並びに構内立体駐車場の維持管理と、庁舎内の受変電・照明等電気関係設備、冷暖房設備、換気装置、上下水道、ガス、構内電話設備及びエレベーターの維持管理等の業務を行っている。また、庁舎内のねずみ等の駆除、受排水槽の保守管理など建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく衛生管理業務、庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、庁舎案内受付業務、電話交換業務及び立体駐車場運営業務を委託して行っている。

また、庁舎管理規則に基づく庁中取り締り及び夜間、休日の庁舎管理業務と受付、並びに会議室使用、ポスター掲示等の許可事務、共用備品の管理及び貸出、拾得物対応、公衆電話の管理を行っている。

なお今年度は、新庁舎建設スケジュールの変更にともない、概ね15年後まで現庁舎を使用する必要があることから、庁舎の劣化診断業務を委託し、建物及び設備の劣化診断、改修工事の工期及び費用についてシミュレーションを行う等の調査委託を実施する。

	庁舎規模	延べ面積(m ²)	大規模改修・竣工
第一庁舎	旧庁舎4階、 新庁舎7階建(地下1階)	12,121.33	平成2年4月30日
第二庁舎	4階建(地下1階)	4,538.92	昭和61年10月1日
第三庁舎	3階建(地下1階)	1,920.64	昭和59年7月16日※
第四庁舎	3階建(地下1階)	1,650.45	平成4年3月31日
第五庁舎	3階建	477.39	平成13年3月26日※
別館	2階建	823.98	平成29年12月15日※
滝野川分庁舎	4階建	4,796.01	平成26年9月10日
立体駐車場	普通車72台、ワゴン車28台	1,641.71	平成4年7月31日※

※は竣工日

2. 車両の管理(39,183千円)

庁有車(21台)の維持、運行管理及び安全運転指導と自動車の雇い上げ事務を行っている。

3. 新庁舎関連事務(20,600千円)

北区では、新庁舎建設に向けて平成24年3月に「東京都北区新庁舎建設基本構想」を策定し、平成29年6月には、国立印刷局王子工場用地の一部を新庁舎建設予定地として選定した。

平成30年度、新庁舎建設基本計画策定業務委託契約を締結し、令和元年度末の計画策定に向けて、学識経験者による専門家会議を設置したほか、「区民交流・協働推進機能」について職員による研究部会を設けて研究を行った。全体スケジュールに変更が生じたことから、委託契約を変更し、令和3年度末の計画策定に向けて検討を継続している。

令和元年度については、引き続き、専門家会議を中心に、区民参加の会議体や庁内関係部署による会議を行い、計画策定に向けた検討を進める。また、現在の庁舎における執務環境について調査を実施する。

職 員 課

人 事 事 務

地方公務員法に基づく一般職に属する職員の任用、勤務条件、分限、懲戒その他人事全般にわたる事務を行っている。また、同法に基づき職員の能力開発、自己啓発及び職場の活性化などに資するため、研修事業を実施している。

1. 条例定数 2, 557人（平成31年4月改正）
 配分定数 2, 300人（令和元年度）

2. 職員数の現況（平成31年4月1日現在）
 特別職（区長・副区長・教育長） 4人
 一般職員 2, 688人
 （内訳 事務系 1, 283人、福祉系 867人、
 一般技術系 220人、医療技術系 101人、
 技能業務系 190人<清掃職員を含む>、
 幼稚園教諭 23人、指導主事 4人）

3. 職員の採用、退職の状況（平成30年4月2日～平成31年4月1日）
 採用職員 244人
 （内訳 新規採用188人、再任用フル採用51人、交流・転入5人）
 退職職員 169人
 （内訳 退職129人、再任用フル満了34人、交流・転出6人）

4. 職員定数の適正化

北区では、「北区役所活性化計画（平成7年度～9年度）」に掲げた「計画的な定員管理」を行うため、「職員定数管理計画」を策定し、職員定数の適正化に取り組んでいる。平成26年度には、「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」の策定にあわせ、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間として、新たに「職員定数管理計画2015」を策定した。

本計画は、「北区基本計画2015」を着実に推進できる人員体制の整備、「北区経営改革プラン2015」に基づく職員定数の適正化、再任用フルタイム勤務職員の増加を踏まえた適正な人員管理を行うことを目的として策定し、平成27年度から令和元年度までの5か年における職員定数の増減数については、71名減とした。

平成27年度より、小中学校用務業務委託、保育園調理業務委託、国保年金課窓口業務一部業務委託、学童クラブの業務委託、保育園指定管理者制度導入などによる人員削減を行う一方で、社会保障・税番号制度の導入、個人番号カード交付事務、保育園入園審査事務増量増加、保育士配置基準の変更、待機児童解消等の諸課題に的確に対応するため、職員定数は増員となった。

令和元年度については、北区清掃事務所における作業計画見直しに伴う事務執行体制の見直し等により、定数削減に努めたが、保育園の児童定員数増加の対応や、プレミアム付商品券担当課長及び受動喫煙防止対策担当課長の新設により大幅な増員となった。

今後見込まれる様々な行政需要に的確に対応するため、事務改善・事務執行体制の見直しを引き続き行うとともに、「基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」の改定に合わせて、「職員定数管理計画2015」を改定し、職員の適正配置に努めていく。

職員定数増減員数の推移

年度	7～11	12～16	17～21	22～26	27～ 令和元年度
合計	△301	△226 (△431)	△423	△94	89
増	2,366	3,342 (2,885)	629	526	1,537
減	△2,667	△3,568 (△3,316)	△1,052	△620	△1,448

※ () は清掃事務所職員定数を除いた数。平成17年度より清掃業務に従事する都派遣職員(平成18年度から区職員に身分切替)を含めた定数管理を行っている。

※ 職員定数の増減については、組織改正も含まれる。

5. 職員研修(36,756千円)

北区では、北区人材育成基本方針で示された北区が目指す職員像の実現に向け、北区研修基本計画を策定し、豊かな人間性の育成、仕事をすすめる力、政策をつくる力などの能力開発を図っている。今年度の研修体系は、以下のとおりである。

(1) 集合研修

研修の効率性、専門性及び経済性などの観点から、北区、第2ブロック、特別区職員研修所の3者が連携し、次の研修を実施している。

研修機関	研修分野	研修項目(主なもの)
北 区	職 層 研 修	新任研修、現任研修、主任研修、係長研修、管理職研修等
	特 別 研 修	接遇研修、メンタルヘルス研修、公務サポート研修等
第2ブロック合同 (文京、台東、荒川、北)	職 層 研 修	保育士研修、課長補佐研修
	特 別 研 修	職員教養講座、シティセミナー、PR紙作成研修、試行研修
特別区職員研修所	自治体経営研修	経営管理能力、政策形成能力
	専 門 研 修	実務、保健・衛生・福祉、まちづくり
	ステップアップ 研 修	論理構築、課題発見・問題解決、対人関係、説明・交渉力、自己管理、組織貢献、人材育成、組織マネジメント
	職 層 研 修	新任研修、現任研修、係長研修、管理職昇任前研修、管理職研修、清掃研修
	サポ-ト研修	講師養成、公務基礎、講演会

(2) 職場研修

職員の実践的能力の向上を図るため、各職場において実施する職場研修が、効果的かつ継続的に実施できるよう必要な支援を行っている。

(3) 自己啓発

職員が自主的かつ積極的に知識や技術を修得するための支援として、貸出図書制度及び通信教育講座の紹介を行っている。

給 与 福 利 事 務

1. 職員の給与に関する条例及び旅費に関する条例に基づき、区長部局及び各行政委員会事務局職員の給与などの支出に関する事務を人事給与システムにより行っている。

また、旅費、超過勤務手当の申請及びそれらにかかる事務処理については、簡素効率化、迅速的確化のため、平成19年1月から庶務事務システムを導入している。

2. 職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員の退職手当の支出に関する事務を行っている。

退職手当の基本額（支給率）

区 分	最 高 支 給 率										左の支給率 の勤続期間
	平成 元年	2	3	4~15	16	17~ 24	25 (経過 措置)	26 (経過 措置)	27~ 29	30以降	
定年 退職等	68.00	66.20	64.40	62.70	60.95	59.20	55.98	52.76	49.55	47.70	35年
普通 退職	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	47.08	44.16	41.25	39.75	36年 (平成27年 度以降35年)

退職手当の調整額 評価期間におけるポイント制

3. 退職した職員の長期給付（旧共済年金等）の請求手続きに関する事務及び再任用職員及び再雇用職員の給与等の支出、社会保険に関する事務を行っている。

4. 臨時職員システムの運用を行っている。

5. 被服貸与規程に基づき職務に必要な被服を貸与している。（17,954千円）

6. 職員の健康管理については、労働安全衛生法及び職員健康管理規則に基づき、各種の健康診断、健康相談を行っている。(56, 772千円)

一般健康診断	呼吸器系健診(全職員) 循環器系健診(全職員) 消化器系健診(35歳以上の職員で希望する者)
特殊健康診断	腰痛健診、頸肩腕健診、VDT健診 B型肝炎健診(風疹抗体検査を含む)、乳がん・子宮がん健診等
各種健康相談	医療なんでも相談・心理相談・栄養相談・産業医相談等
ストレスチェック	メンタルヘルスに関する調査(全職員)

7. 労働安全衛生法及び東京都北区安全衛生委員会設置規程により設置されている東京都北区安全衛生委員会の事務を行っている。

8. 職員が公務上の災害(通勤災害を含む)を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定による認定及び各種補償事務を取り扱っている。

9. 地方公務員等共済組合法に基づく短期給付事務を行っている。

10. 特別区職員互助組合の規定に基づく福利厚生事業及び北区職員互助会の事務を行っている。北区職員互助会の事業内容は次のとおりである。

- (1) 福利厚生事業
- (2) 給付、貸付事業
- (3) 文化体育会助成
- (4) 食堂の管理運営

11. 平成25年4月1日より民間賃貸住宅を利用し、防災職員住宅の整備を行っている。(31, 128千円)

- (1) 防災職員住宅北赤羽(北区赤羽北1-14-20) 10室
- (2) 防災職員住宅駒込(北区西ヶ原1-21-6) 6室
- (3) 防災職員住宅田端(北区田端新町2-10-3) 11室

※ 室数は、平成31年4月現在の入居者数

契 約 管 財 課

1. 財 産 管 理 事 務 （23,718千円）

公有財産に関する事務については、公有財産の総括に関する事務、公有財産の取得に関する事務、並びに普通財産の管理及び処分に関する事務等を行っている。

（1）公有財産の総括に関する事務

公有財産を統一して管理し、調整するために、下記の事務を行っている。

- ① 行政財産の引渡し
- ② 行政財産目的外使用許可の協議への同意
- ③ 行政財産用途廃止及び変更の協議への同意
- ④ 行政財産について関係部課より報告を求め、調査し、必要に応じて是正を助言する。
- ⑤ 公有財産管理運用委員会に関する事務
東京都北区公有財産規則第42条に基づき、委員会に関する事務を行っている。
- ⑥ 区有物件の火災共済に関する事務

※ 公有財産の状況

（平成31年3月31日現在）

種 類	分 類	数 量
土 地	行政財産	1,157,751.51㎡
	普通財産	71,315.81
	計	1,229,067.32
建 物	行政財産	688,894.97
	普通財産	18,951.92
	計	707,846.89
権利等（地上権）	行政財産	1,646.35
権利等（商標権）	普通財産	6件
株 券 等	普通財産	108株
出資による権利	普通財産	12件

行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産

普通財産：行政財産以外の財産

(2) 公有財産の取得に関する事務

区の長期計画や中期計画を基本に、土地・建物等の公有財産の購入、寄付受入等の取得事務を行っている。

(3) 普通財産の管理及び処分に関する事務

普通財産の調査及び貸付等管理に関する事務、並びに売払及び譲与等の事務を行っている。

2. 財産価格審議会運営事務 (377千円)

東京都北区財産価格審議会条例に基づく審議会の事務を行っている。

(1) 目的

公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する。

(2) 組織

区議会議員	若干名
学識経験者	5名以内

3. 学校跡地等財産有効活用事業 (4,595千円)

北区学校適正配置計画により、閉校した学校施設を有効活用するため、貸付等が行える状態の維持を行っている。

4. 土地開発公社運営事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために、次の事務を行っている。

(1) 公用・公共の用に供する土地の先行取得等

(2) 協調融資団からの用地取得資金の借入及び借入元金・利息の償還

契 約 事 務 （14,537千円）

地方自治法第234条ほか、関係法令に基づき、購買・賃借・請負その他の契約事務を行っている。

1. 契約の内容

- (1) 物品及び材料の購買契約
- (2) 工事及び修繕等の請負契約
- (3) 労力その他の供給契約

2. 契約件数（契約管財課契約分）

（平成30年度）

区 分	契約方法	件 数	金 額
物 品 その他	競 争 入 札	503件	5,100,086,806
	随 意 契 約	803	8,290,912,014
	計	1,306	13,390,998,820
工 事	競 争 入 札	182	7,227,680,116
	随 意 契 約	97	451,756,332
	計	279	7,679,436,448
合 計	競 争 入 札	685	12,327,766,922
	随 意 契 約	900	8,742,668,346
	計	1,585	21,070,435,268

3. 北区入札等審査委員会

東京都北区入札等審査委員会規則に基づき、区が施工する工事の請負及び物件の調達に関し、厳正かつ公平に優良な業者と契約締結するため指名業者の選定、一般競争入札に関する事項及び指名停止措置等の調査、審議を行う。

(1) 組織（第一・第二委員会を設置し、予定価格、契約内容等により案件を分けて所管）

①第一委員会

委員長 総務部を担任する副区長

委 員 政策経営部長・財政課長・総務部長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

②第二委員会

委員長 総務部長

委 員 政策経営部長・財政課長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

(2) 平成30年度の開催状況

第一委員会

開催回数 14回 審議件数 92件

第二委員会

開催回数 11回 審議件数 33件

4. 北区入札監視委員会

北区入札監視委員会設置要綱に基づき、区が発注した工事、業務委託その他の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けるとともに、委員会が指定した契約案件に関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。また、その他区の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。

(1) 組織

学識経験者3名（大学教授、弁護士、公認会計士）

(2) 平成30年度の開催状況

開催回数 2回（7月及び12月）

検査事務（61千円）

東京都北区契約事務規則第55条に基づく契約の履行に関する検査は、物品や工事等について、品質・規格・性能・数量が契約に適合しているか否かを確認するための事務を行っている。

1. 検査の内容

- (1) 物品及び材料の検査
- (2) 工事等の検査

2. 検査件数（契約管財課検査分）

（平成30年度）

区分	件数	備考
物品	260件	契約管財課で契約した物品、材料、その他の検査
工事	609件	契約管財課で契約した工事（出来高を含む）の検査 課長、所長、学校長が専決した工事の検査
合計	869件	

営 繕 課

1. 区有施設の保全業務に関する事務（公共施設保全推進費2，100千円）

平成17年3月に策定した区有施設保全計画（以下「保全計画」という。）の実現化に向け、施設の長期にわたる機能の維持と向上に資することを目的とした取り組みを実施している。

これまで、施設情報を基礎資料として、経年により老朽化している施設、あるいは将来多額の改修費用を要する大規模施設を対象とした中長期改修計画のシミュレーションや施設の各種保全業務に関する東京都北区維持保全業務標準仕様書の作成など、施設の総合的かつ適正な保全を一層推進するための環境整備を図ってきた。

平成30年度は、区有施設情報の収集と点検を継続的に行い、維持管理連絡会を通じて、データベース化した施設情報の更新を行うとともに、サーバ機器更新に伴う北区施設維持管理システムの改修により事務の効率化を図った。

令和元年度は、前年度に引き続き施設情報の収集と点検および所管課への支援を行うとともに、改定予定の保全計画に対応した、維持保全や改修工事の進め方について検討を行う。

2. 主要建築工事の概要（受任事業）

平成30年度の工事実績及び令和元年度の工事予定は次のとおりである。

(1) 庁舎及び区民施設の建築工事

年度	工 事 内 容	規模等	備 考
平成 30 年 度 工 事 実 績	仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築 工事	RC造5階	平成30～令和2年度
	桐ヶ丘体育館特定天井対策工事		
	昇降機設備改修工事		防災センター、浮間区民セン ター、赤羽西福祉工房等
	公衆トイレ改修工事		赤羽駅東口、稲付西山公園 王子駅前
	空調機改修工事		セレモニーホール、富士見橋工 コー、堀船地域振興室等
	各施設解体工事		旧志茂地域振興室、旧赤羽中、 旧国家公務員宿舎
	その他改修工事		各施設
	工事費総額 12億8千万円（工事件数46件）		
令 和 元 年 度 工 事 予 定	仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築 工事	RC造5階	平成30～令和2年度
	元気ぶらざ温水プール等改修工事		
	旧特別養護老人ホーム浮間さくら荘改修 工事		
	公衆トイレ改修工事		田端駅前
	空調機改修工事		滝野川東区民センター、浮間区 民センター、滝野川体育館等
	各施設解体工事		旧赤羽中
	その他改修工事		各施設
	工事費総額 19億4千万円（工事件数42件）		

(2) 小、中学校等教育施設の建築工事

年度	工 事 内 容	規模等	備 考
平成 30 年度 工 事 実 績	稲付中学校新築工事	RC造5階	平成28～30年度
	田端中学校新築工事	RC造8階	平成28～30年度
	浮間中学校等複合施設新築工事	RC造4階	平成29～令和元年度
	小学校リフレッシュ改修工事		滝野川第二小(2期) 堀船小、浮間小
	小学校放課後子どもプラン室改修工事		王子小、としま若葉小、 桐ヶ丘郷小
	校舎等解体工事		浮間中、王子第一小、旧赤羽台 保育園
	その他教育施設改修工事		各施設
	工事費総額 77億1千万円 (工事件数62件)		
令 和 元 年 度 工 事 予 定	浮間中学校等複合施設新築工事	RC造4階	平成29～令和元年度
	王子第一小学校新築工事	RC造4階	令和元～3年度
	小学校リフレッシュ改修工事		堀船小(2期)、浮間小(2期) 滝野川小
	体育館空調機設置工事		王子二小外2、梅木小外2、 赤羽小外2等
	校舎等解体工事		王子第一小、旧赤羽台保育園、 旧三岩小、神谷小外2
	その他教育施設改修工事		各施設
	工事費総額 60億5千万円 (工事件数55件)		

多様性社会推進課

1 人権に関する啓発事業（1,076千円）

人権に関し、毎年12月の人権週間にあわせた講演会の実施や、人権擁護委員及び区立中学生とともに北区区民まつりでの啓発活動など、区民への啓発事業を行う。

平成30年度実績：人権講演会 1回 参加 200名

演 題：病に学んだ芸の道～楽しく生きる3つのコツ～

講 師：江戸家 小猫 氏

2 男女共同参画推進事業（22,510千円）

(1) 男女共同参画推進組織の運営

ア 男女共同参画審議会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画審議会を運営する。審議会は、行動計画「北区アゼリアプラン」の策定及び変更、その他男女共同参画の推進に関する調査審議を行う。

平成30年度実績：審議会3回・専門部会9回・リーダー会3回

イ 男女共同参画苦情解決委員会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画苦情解決委員会を運営する。苦情解決委員会は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策、阻害すると認められる事項について、区民や事業者からの苦情の申出を受け、解決を図る。

平成30年度実績：1回開催

(2) 男女共同参画行動計画の推進及び普及啓発

ア 男女共同参画行動計画の推進

北区男女共同参画行動計画「第5次アゼリアプラン」（平成27年度～令和元年度）に基づき、男女共同参画に関するより一層の理解と意識の啓発及び推進する側の立場である職員の意識の醸成を図る。

イ 団体の活動の支援

男女共同参画に関する活動を目的とする団体への支援として、情報提供や団体相互の交流を促進する。

ウ 男女共同参画職員研修

区政を担う職員一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ちながら職務内の意識を高め、各事業に反映できるように、職員研修を実施する。

平成30年度実績：職員研修 4回 参加 延べ100名

演 題：多様な性ってなんだろう ～互いの違いを受け止めあえる社会を目指して～

講 師：特定非営利活動法人 ReBit 講師

3 スペースゆう運営（14,731千円）

(1) 施設概要

男女共同参画を推進するための活動拠点施設として、北区男女共同参画条例に基づき設置する。

主な活動内容として、男女共同参画に関する普及啓発のための講座・講演会や、主に女性を対象とした配偶者からの暴力等に関する相談事業等を実施するほか、男女共同参画に関する活動・交流を行うための場や情報の提供を行う。

ア 施設の状況

所在地 北区王子1-11-1 北とぴあ5階

開館時間 午前9時～午後9時（日曜日は午前9時～午後5時）

休館日 月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

床面積 633.59㎡

階	施設名	面積（㎡）	定員（名）	備考
5階	多目的室A	49	30	「多目的室AB」として一部屋での利用も可
	多目的室B	51	30	
	情報コーナー	—	12	
	交流サロン	—	26	
	活動コーナー	—	10	
	相談室1	9.5	4	
	相談室2	10	5	
	ミーティングルーム	19	12	

イ 多目的室の利用

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。なお、登録団体は多目的室の使用料の5割が減額となる。

平成30年度実績：登録団体数 60団体（平成31年3月末時点）

ウ 施設使用料

施設	定員	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時
多目的室A	30名	720円（360円）	1,120円（560円）	1,440円（720円）
多目的室B	30名	720円（360円）	1,120円（560円）	1,440円（720円）

（付帯設備使用料） ※5割減額対象外

種類	使用料	種類	使用料
アップライトピアノ（1台1回）	510円	ビデオセット（1台1回）	200円
ビデオプロジェクター（1台1回）	510円	譜面台（1台1回）	50円
持込器具使用・電源設備（1回）	200円		

エ 平成30年度スペースゆう 施設利用状況

部屋名	件数	人数
多目的室AB	299	5,630
多目的室A	182	1,821
多目的室B	226	2,198
ミーティングルーム	246	1,282
合計	953	10,931

※多目的室AとBは、多目的室ABとして1部屋利用も可

(2) 事業の内容

ア 啓発普及事業

(ア) 北区男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念の理解を深めるために国が定めている「男女共同参画週間」にあわせ、講演会などを実施する。

平成30年度実績： 実施回数 3回 参加 延べ220名

(講演会、交流会、映画会)

(イ) 北区さんかく大学

男女共同参画について、その背景となっている社会状況や制度などを広い視野から学び、男女共同参画社会を実現する力を身につけ、地域で活躍する人材の育成を目的に実施する。

平成30年度実績： 実施回数 5回連続講座 参加 延べ100名

(テーマ：「女性」であることと身体の関係)

(ウ) 啓発講座

アゼリアプランの重点取組事項及び男女共同参画の啓発に関する講座を実施する。

平成30年度実績： 実施回数：5回 参加 延べ142名

(DV理解基礎講座、ワーク・ライフ・バランス講演会、男性向け講座、一般啓発講座、防災セミナー)

(エ) パートナースhip事業

アゼリアプランの重点取組事項や、男女共同参画に関するテーマの講座等を企画運営する団体を区民等から募集し、協働で実施する。

平成30年度実績：実施団体：3団体 参加 延べ89名

(オ) 出前講座

区民の男女共同参画についての理解を深め、多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供するため、地域に直接出向いて講座を実施する。

平成30年度実績：実施団体：4団体 参加 延べ735名

(カ) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

様々な分野で活躍している方を講師として中学校及び高等学校に派遣し、職業選択の経緯や仕事のやりがい、苦心などについて情報提供等を行い、将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジできるよう、職域拡大に向けた支援を行う。

平成30年度実績：実施校：4校 参加 延べ1239名

イ 団体・グループの育成・交流支援事業

男女共同参画社会の実現を目指す個人や団体が活発に活動できるように支援するとともに、相互に連携、協力しながら活動を深められるよう機会と場を提供する。

また、団体支援事業の一環として、登録団体が企画・実施する事業を支援する。

ウ 情報提供事業

(ア) 情報コーナーの運営

男女共同参画に関する図書・資料等の閲覧及び貸出を行い、情報の提供・活用を図る。

(イ) 情報誌の発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、情報誌「ゆうレポート」を年3回発行する。

エ 相談事業（法律相談）

女性の弁護士による相談。離婚や家族関係等に伴う法律問題についての相談に応じる。

（第1土曜日・第3木曜日、1回 面談30分）

平成30年度実績：70件 重訴件数 合計124件

4 配偶者等からの暴力防止対策（9,315千円）

(1) 北区配偶者暴力相談支援センター事業

DV被害者の総合的な支援を行うために、平成28年4月1日に配偶者暴力相談支援センターを開設した。相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してDV被害者の保護及び自立支援を図る。

平成30年度実績

- ・DV専用ダイヤル受付（DVに関する相談以外も含む） 94件
- ・相談証明の発行（住基支援措置、児童手当、健康保険、年金等） 10件
- ・保護命令への支援（申立に関する助言、裁判所提出書面の作成） 2件
- ・同行支援（保護命令申請手続き等 の同行） 1件

(2) こころと生き方・DV相談

DVをはじめとする家族間の悩みや、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

DV・夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシャルハラスメントや人間関係、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

平成30年度実績 650件（うち男性相談19件）

(3) 配偶者からの暴力防止連絡協議会

配偶者からの暴力防止に向け、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するため、警察署、医師会、民生委員・児童委員協議会、庁内関係課による「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を平成20年10月に設置し、運営する。

平成30年度実績：代表者会議 1回・実務者会議 1回：相談担当者会議 2回

(4) 区民啓発事業

配偶者からの暴力防止に関して、区民の理解と協力が得られるよう、講座の開催や、DV防止カード、パンフレット、啓発グッズ等により普及啓発を図る。

(5) パープルリボンシンボルマークの活用

女性への暴力防止のメッセージを表現する「パープルリボン」をモチーフにした、「北区パープルリボンシンボルマーク」を平成23年度に制定した。

このシンボルマークを活用し、DV防止カードを主催講座や学校行事などでの配付や、シンボルマークをラッピングしたコミュニティバスを「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」の期間中に運行するなど、普及啓発を図る。

5 ワーク・ライフ・バランス支援事業（1,741千円）

(1) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

区内中小企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでいる企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取り組みを区内外に広くPRし、奨励・支援することでワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

平成30年度実績：認定企業 2企業

(2) ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣

企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、無料で推進アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案を行う。

平成30年度実績：1企業

6 女性の活躍推進事業（3,419千円）

(1) 女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、基調講演会をはじめキャリアアップ及び起業並びに就労等に関するセミナーを開催する。

平成30年度実績：実施回数：13回 参加者数：延べ279名

（基調講演会、キャリアアップ支援セミナー、起業家支援セミナー、再就職準備セミナー、中小企業向け女性活躍推進セミナー）

(2) 子育てママの未来計画

東京家政大学・板橋区と共催で、子育て中の女性を対象とした講座を実施する。

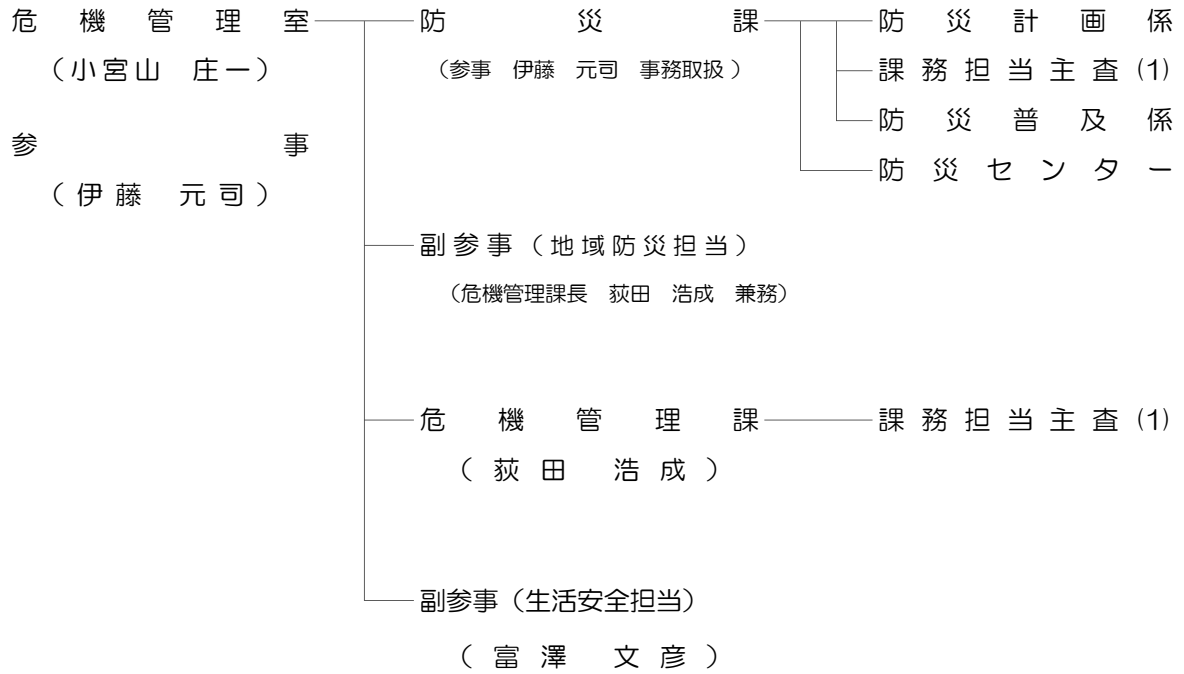
平成30年度実績：実施回数：8回 参加者数：延べ162名

（自分探しコース、自己実現コース、各2日連続講座）

危 機 管 理 室

危機管理室組織図

平成31年4月1日現在



危機管理室 職員配置状況

平成31年4月1日現在

	係名	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	備考
防 災 課	防 災 計 画 係	7	2	(※1) (1)	2 (※2) (1)	3 (※3) (26)		(※1) 危機管理室参事 事務取扱 (※2) 派遣（東京消防庁） (※3) 兼務職員1名（総務課） 兼務職員1名（地域振興課） 兼務職員1名（国保年金課） 兼務職員1名（戸籍住民課） 兼務職員1名（リサイクル清掃課） 兼務職員1名（健康推進課） 兼務職員1名（障害福祉課） 兼務職員2名（生活衛生課） 兼務職員1名（教育政策課） 兼務職員1名（学校支援課） 兼務職員2名（学校改築施設管理課） 兼務職員2名（子どもわくわく課） 兼務職員10名（保育課） 兼務職員1名（選挙管理委員会事務局）
	防 災 普 及 係	7			2	3	2	非常勤2名
	防 災 セ ン タ ー	5			(※4) 1	2	2	非常勤8名 (※4)派遣（東京消防庁）
	計 3 係	19	2		5	8	4	
副 参 事	地 域 防 災 担 当	(1)		(※5) (1)				(※5) 兼務職員（危機管理課長）
危 機 管 理 課	危 機 管 理 主 査	5		1	1	3		非常勤3名
副 参 事	生 活 安 全 担 当	1		1				派遣（警視庁）
	計（2課）	25	2	2	6	11	4	

分 掌 事 務

危機管理室

防 災 課

防災計画係

1. 防災会議に関すること。
2. 災害対策本部に関すること。
3. 防災施設の設置及び維持管理に関すること。
4. 消防関係機関との連絡調整に関すること。
5. 消防団に関すること。
6. 室の庶務に関すること。
7. 室の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
8. 室内他の課、係に属しないこと。

防災普及係

1. 区民防災組織に関すること。
2. 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
3. 災害対策業務の実施に関すること。
4. 防災訓練に関すること。
5. 防災無線通信に関すること。
6. 小災害罹災者の応急援護に関すること。
7. 災害弔慰金の支給等に関すること。

防災センター

1. 施設の利用に関すること。
2. 施設利用者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上に関すること。
3. 施設の維持管理に関すること。
4. 前3号のほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務の実施及び運営に関すること。

副参事（地域防災担当）

1. 地域防災計画に関すること。
2. 各種防災マニュアルの整備に関すること。

危機管理課

1. 危機管理の総合調整及び対策に関すること。
2. 危機管理に関する調査及び研究に関すること。
3. 国民保護協議会に関すること。
4. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
5. 国民保護計画に関すること。
6. その他区長が命ずる危機管理に関すること。

副参事（生活安全担当）

1. 生活安全の推進に関すること。

防 災 課

1. 防災会議の運営（538 千円）

防災会議は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置され、東京都北区地域防災計画を作成し、その実施を推進することを目的としている。会議は、区長を会長として、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、電気・ガス・電話などのライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会、日本郵便株式会社、首都高速道路株式会社などの防災関係機関で構成されている。

委員は現在 52 名（定員 55 名）となっている。

2. 防災訓練の実施（8,436 千円）

(1) 防災訓練

自主防災組織による防災訓練は、防災行動力の向上と防災意識の強化を目的として、区内各所で実施されている。

平成 30 年度も例年同様、区内内の各地区において避難所開設訓練や初期消火、救出・救助訓練などの実践的な訓練が実施された。

このほか、「シェイクアウト訓練」などの区民向け訓練や、区職員の災害対応能力の向上を図るための「参集訓練」等を実施している。

（平成 30 年度参加者：11,129 名、参加団体数：67 団体）

(2) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、防災に関する基本的な知識・技術を習得する機会を設け、災害時に地域の一員として、また将来的には地域の防災リーダーとして活動できるよう、災害時の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行っている。

3. 街路設置消火器の管理（18,324 千円）

(1) 街路消火器の管理

初期消火活動を迅速かつ効果的に行うため、区内街路に約 60m～120m 間隔で約 5 千本の消火器を配備している。これらの街路消火器は、年 1 回の保守点検、清掃及び薬剤詰替などの管理を行っている。

平成 30 年度街路消火器管理の主な取り組み	
消火器保守点検	01 回
消火器及び角型格納箱撤去処分	66 件
角型格納箱移設	03 件
円筒型格納箱撤去及び処分	05 件

(2) 家庭用消火器詰め替え消防設備事業者の紹介

民間防災設備の充実を図るため、家庭用消火器の薬剤詰め替え及び販売を行う区内消防設備事業者（東京都消防設備協同組合登録業者）の紹介を行っている。

(3) 業者委託訓練

区内事業所・団体向けに、防災の勉強会等へ講師を無料で派遣できる事業を実施している。

避難所運営ゲーム（HUG）	避難所運営を図上で体験できる、カードを用いたゲーム ：30 年度 8 回実施
防災セミナー講師派遣事業	区民が開催する防災勉強会などに防災の専門家（講師） を派遣：30 年度 20 回実施

4. 区民自主防災組織の育成等（29,500 千円）

(1) 自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、原則として町会・自治会単位に自主防災組織が結成されている。自主防災組織には、小型消防ポンプ、炊き出しセット、発電機、担架等の備品類や、ジャッキ、バールなどの救助用資機材を配備し、その活動に対して助成金を交付している。（平成31年4月1日現在 自主防災組織 178組織）

(2) 地区防災運営協議会

区内19の連合町会単位に組織された地区防災会議の機能をさらに拡大強化するため、同会議に地域の防災関係機関（警察・消防・医療機関など）を加えた「地区防災運営協議会」の設置を推進してきたが、平成30年度までに12地区に設置を完了した。今後は、他協議会等の構成員と地区防協議会の構成員が重複し、町会自治会の負担が増大していることも勘案して、地域円卓会議で防災案件を取り扱う場合に地区防協議会を設置したものとみなし、支援を行っていく。

(3) 避難所開設・運営訓練

各自主防災組織・連合町会に対して、大規模災害時に住民らが避難所（小中学校等）に避難してきたという想定、避難所開設・運営訓練の支援をしている。

避難所開設・運営訓練	避難所（学校等）を使用し、避難所を開設または運営する実践的な訓練：30年度4回実施
------------	---

(4) 配備資機材・設備の充実

○ スタンドパイプセット等の配備

消火手段の充実を図るとともに、給水設備としても使用できる「スタンドパイプセット」を、全自主防災組織を対象に配備している。平成30年度は、不燃化特区に指定されている志茂地区の5自主防災組織を対象に「スタンドパイプセット」の追加配備を行った。

○ C級ポンプの更新

全ての自主防災組織に配備しているD級の小型消防ポンプと同じ可搬式で、出力が大きいC級ポンプを幹線道路に面した自主防災組織等に計22台配備している。このC級ポンプが経年劣化しているため、3ヶ年計画で更新を行う。

平成30年度実績：7台

○ 配備資機材の点検

全ての自主防災組織を対象に配備している小型消防ポンプと発電機について、機能点検及び修繕を毎年実施し、非常時に備えている。

(5) 防災教室の実施

自主防災組織、学校、保育園、事業所等を対象に、起震車やビジュアル機器を活用し、防災意識を高めることを目的とした移動教室を行っている。（30年度出動回数：150回）

5. 防災施設等の整備及び管理（243,505 千円）

(1) 防災行政無線

ア. 移動系無線設備（260Mhz 帯）

移動系無線は、大規模災害等により有線電話等の通信が途絶した場合を想定し、区出先機関及び各防災関係機関との情報収集、伝達手段として設置した相互通信が可能な無線設備である。

平成22年度からデジタル化により、音声通信のほか、ファクシミリやメール通信も行うことができるようになった。平常時は、一般の行政事務連絡にも活用し、機器取り扱いの習熟を図っている。*システム構成：基地局1、子局415（半固定113、携帯276、車載26）

イ. 同報系無線設備（60Mhz 帯）

同報系無線は、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に、区民等に対する避難勧告及び情報提供等を行う無線設備である。（現在は、アナログシステムとデジタルシステムを併用している。）また、一度放送された内容を再生して聞くことができる「自動電話音声サービス」を平成 28 年 5 月下旬から運用している。

☎0120-061-724（フリーダイヤル）

拡声子局（屋外スピーカー）は区内に 109 基整備している。また、戸別受信機を、自主防災組織、公立・私立の小学校、中学校、幼稚園ならびに保育園等に配備している。

＊システム構成：アナログ基地局 2、デジタル基地局 1、再送信局 2

子局 610：拡声子局 109（アナログ 20、デジタル 89）、
戸別受信機 500（アナログ）

ウ. 同報系無線設備（280Mhz 帯）

28 年度より新たに屋内において受信感度のよい電波（ポケベル波）を利用した「戸別受信機」を、区の公共施設や町会・自治会等に配備している。本システムの戸別受信機は、情報を文字情報として受信し、音声を読み上げる方式のため、不在時や聞き逃した場合などには文字情報を確認することが可能である。

○ 防災無線の難聴対策

平成 24 年度に『拡声子局の「音の聞こえの調査」』（防災無線伝搬調査）を実施し、その結果を受けて次の対策を実施してきた。

- ・従来のアナログ親局に加え、デジタル親局を防災センターに新設（24 年度）
- ・デジタル屋外スピーカーを 4 基増設（25 年度堀船一丁目路上、26 年度豊川小学校、28 年度袋小学校、29 年度 UR 豊島五丁目団地 12 号棟）
- ・拡声子局のデジタル化計画を策定（26 年度）し、27 年度から 5 か年計画で拡声子局のデジタル化を実施している。30 年度までに 89 局をデジタル化した。

(2) その他の防災情報通信態勢

ア. 災害情報システム

GIS（地理情報システム）に被害情報等を視覚的に整理することができ、効率的に災害情報を整理することができる。また、平常時においても備蓄物資や防災設備の一括管理に利用している。

イ. 全国緊急警報システム（J-ALERT）

総務省消防庁が衛星を使い全国の地方自治体に向け、内閣官房が発表する国民保護情報と気象庁が発表する自然災害情報の提供を無線で行っている。

（J-ALERT 全国一斉情報伝達訓練 4 回実施）

ウ. 防災気象情報メール配信サービス

大雨や洪水などの警報・注意報、地震情報等をいち早く区民に知らせるため平成 22 年 11 月から防災気象情報のメール配信サービスを行っている。

（平成 31 年 4 月現在登録者数：13,011 人）

エ. 携帯電話による緊急速報メール

携帯電話各社（NTTドコモ・au・ソフトバンク）で運営している緊急速報メール（エリアメール等）を、防災行政無線を補完するものとして、平成 24 年 4 月 1 日から導入している。災害時には、被害情報・避難情報等を北区エリアにいる人々に対し一斉に提供することができる。

オ. 北区防災アプリ「防災タウンページアプリ」

NTTタウンページ㈱が平成28年6月から運用している「防災タウンページアプリ（東京23区版）」内に北区オリジナルコンテンツを追加し、平成29年3月より配信を開始した。民間アプリが有している優れたコンテンツを最大限活用しつつ、北区オリジナルコンテンツとしてマップ上に土砂災害警戒区域等を追加したほか、スマートフォン等のカメラ映像で所在地の浸水イメージを視覚的に確認できるAR（拡張現実感）シミュレーション、避難情報や避難所の開設状況等をお知らせするプッシュ通知機能など、北区独自の情報や機能を提供している。

(3) 消防水利の確保（貯水槽）

震災時の生活用水及び初期消火用水利として、40m³の耐震性地下貯水槽を63か所、20m³のものを2か所設置している。（表1）

それまで貯水槽の蓋が非常に重く、開けることが容易でなかったため、25年度から3か年かけて蓋を新しく親子蓋式に改修した。（親子蓋とは、蓋の中央にもう一つ小さい蓋が付いているもので、この小さい蓋を開けることで小型消防ポンプによる初期消火等の際、吸水を容易に行うことができる）

(4) 飲料水等の確保

ア. 応急給水槽

京都水道局より震災時の飲料水の確保を目的とする災害時給水ステーション（給水拠点）〔1,500m³の循環式地下貯水槽〕が、桐ヶ丘中央公園、滝野川公園及び北運動公園の3か所に設置されている。これにより約50万人が3日間使用する飲料水（1人1日3リットルとして）が確保されている。

なお、各避難所における飲料水の不足を速やかに解消するため、29年度に給水車を1台から3台に増強し、より迅速な給水体制を確立した。

イ. 深井戸

災害時における給水活動の拠点の一つとして、自家発電装置付の深井戸を区内13か所に設置している。また、東京消防庁（中央公園）、JR（尾久駅構内、田端ビル敷地内の2か所）について、災害時使用協定を結んでいる。

ウ. 浄水装置

プールの水を飲用するために浄化する浄水装置を、区内全避難所に1台配備している。

エ. 応急給水活動のためのスタンドパイプの配備

東京都水道局と覚書を締結し、応急給水用として67台のスタンドパイプセットの貸与を受け、区内避難所等に配備している。

オ. 民間井戸

初期消火活動の充実、生活水の確保のため、民間所有の浅井戸を「災害時協力井戸」として指定し、小型消防ポンプ取水口を取り付けている。近年の現地調査により、滅失している井戸を指定解除しており、30年度末現在で103か所。

(5) 北区災害用備蓄・管理・供給計画の策定

学校避難所等で被災者等に提供する備蓄物資について、国・東京都からの物資供給も踏まえ、被災者のもとへ早期かつ確実に届けるため、物流業界の専門的な手法等を取り入れた新たな物資管理体制を構築する。

6. 備蓄(84,992千円)

災害時における救援活動を円滑に行うため、救援に必要な食糧や毛布などの生活用品、防災資機材等の備蓄を行っている。流通の困難な物、個人では準備しにくい物、災害時要援護者向けの物資を中心に備蓄品目の充実を図っている。

(1) 備蓄倉庫物資が不足した避難所に補給するための食料等の救助物資及び避難場所で利用する物資・資機材を区内12か所の備蓄倉庫に保管している。(表2、表3)

(2) 学校備蓄室

区立小・中学校の余裕教室等を活用して、避難生活に要する食糧、飲料水及び生活用品等を備蓄している。(表4)

(3) 資機材倉庫

近隣住民が使用できる救助用・避難者用及び初期消火用資機材等を区立小・中学校等に保管している。

7. 防災センターの管理及び事業運営(49,229千円)

防災センターは、平常時には「地震の科学館」として、来館者の防災意識・能力の向上を図るとともに、防災に関する啓発やコミュニティ機能を持ち、災害時には、災害対策本部のバックアップ機能を有している。

平成22年9月にリニューアルオープンした展示ホールでは、3つの守る(命を守る・地域を守る・生活を守る)をテーマに、模型や映像を通じて地震対策についての知識を深めることができる。また、体験室では、震度7の揺れや煙を体験することができ、AEDを活用した心肺蘇生や応急手当(三角巾等)の訓練、消火器等による初期消火の訓練等を常時行っている。

平成29年度は起震装置に平成28年4月に発生した熊本地震のプログラムを追加した。

平成30年度は老朽化した昇降機設備の改修工事を行った。

○ 防災ボランティア

災害時、全国から集結してくる多数のボランティアを受け入れ、それぞれの活動内容を調整する要員を確保するため、区民から公募した防災ボランティアを事前登録し、研修・訓練等を行っている。(平成31年4月1日現在登録者53名)

8. 消防団の活動支援(9,360千円)

消防団業務の円滑な遂行を図るため、資機材の配備及び消防団事業運営活動費等の助成を行っている。

(1) 消防団運営委員会

消防団組織の整備・運営を円滑に行うための組織で、都条例に基づく、知事の付属機関として特別区ごとに設置されている。

消防団運営委員会の構成	
委員長	1名
学識経験者	5名
区議会議員	6名
区内の消防署長	3名
区内の消防団長	3名
計	18名

(2) 消防団の組織

消防団の団長については、団の推薦に基づき区長が任免する。消防団員(副団長以下の団員)については、区長の承認を得て各団長が任免する。

区内消防団の分団数、配属定員数、配置ポンプ数 平成31年4月現在

	王子消防団	赤羽消防団	滝野川消防団	計
分 団 数	8 団	7 団	8 団	23 団
配 置 定 員 数	200 人	200 人	210 人	610 人
配 置 ポ ン プ 数	16 台	18 台	17 台	51 台

9. 罹災者の応急援護（1,134 千円）

災害救助法の適用に至らない火災・水害等により被害を受けた罹災者に、応急的な援助を行い、罹災者の保護を図っている。

平成30年度給付状況

火 災	世 帯 区 分	世 帯 数	摘 要
全 焼	普通世帯	0世帯	1世帯につき 40,000 円
	単身世帯	2世帯	1世帯につき 20,000 円
半 焼	普通世帯	3世帯	1世帯につき 30,000 円
	単身世帯	5世帯	1世帯につき 15,000 円
消防活動に よる水損	普通世帯	0世帯	1世帯につき 20,000 円
	単身世帯	1世帯	1世帯につき 10,000 円
毛布支給枚数		19 枚	

水 害	世 帯 区 分	世 帯 数	摘 要
全壊	普通世帯	0世帯	1世帯につき 40,000 円
	単身世帯	0世帯	1世帯につき 20,000 円
半壊	普通世帯	0世帯	1世帯につき 30,000 円
	単身世帯	0世帯	1世帯につき 15,000 円
床上浸水	普通世帯	3世帯	1世帯につき 30,000 円
	単身世帯	2世帯	1世帯につき 15,000 円
	事業所	3事業所	1事業所につき 15,000 円
床下浸水	普通世帯	4世帯	1世帯につき 15,000 円
	単身世帯	1世帯	1世帯につき 10,000 円
毛布支給枚数		0 枚	

死 亡	0 人	1 人につき 50,000 円
負 傷	2 人	1 人につき 20,000 円

10. 感震ブレーカーの設置促進等（2,426 千円）

(1) 感震ブレーカー設置促進

火災時に延焼のおそれのある木造住宅密集地域のうち、不燃化特区内の木造住宅を対象に、簡易型感震ブレーカーの配布を3ヶ年計画で進めており、令和元年度までに2,500個（内閣府の目標普及率に基づき設定）の設置を目指している。30年度は町会自治会単位で取り付け方法等の説明会を実施した上で配布を進め、3月末現在で合計1,414個を配布している。

(2) 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿に登録されている高齢者などの要支援者のみの世帯で、感震ブレーカーや家具の転倒防止器具を自ら購入し、機器の設置を希望する世帯に対して、委託業者を申請者宅に派遣することで取り付け支援を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の配付

一人では避難することが難しい、高齢者や障害者の情報を町会自治会単位でまとめた名簿を健康福祉課で毎年作成している（掲載を希望する人が自ら名乗り出る手挙げ方式）。この名簿を災害時の安否確認や救助活動に活用できるよう、希望する自主防災組織に防災課が配布している。

11. 帰宅困難者対策（20,651 千円）

震災発生後に、区内で発生する帰宅困難者に対処するため、一斉帰宅の抑制、駅前滞留者の解消、徒歩帰宅者への支援等の方策を検討・実施する。

平成25年度から赤羽駅、王子駅、田端駅について、それぞれ駅前滞留者対策協議会を設置し、駅前滞留者等に係る課題を抽出し、対応策等を検討している。

平成27年12月には、王子駅周辺の10事業者等と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結した。これにより、災害が発生した場合、本協定を締結した事業者は、北区の要請等にに応じて、あらかじめ定めた協力内容により、一時滞在施設の開設・運営を行うこととなった。

また、平成28年度から各駅前滞留者対策協議会において、一時滞在施設の現状を確認し、合同研修会を行っている。

加えて、区職員の帰宅困難者対策として、備蓄食料等を配備している。

12. 避難所機能の強化

東日本大震災の避難所運営における教訓を生かし、平成23年度から順次、避難所機能の強化を図っている。主な対策内容は下表のとおりである。

○ 年度別の避難所機能強化の主な取り組み

25年度	・天井等落下防止対策（調査及び工事） ・緊急時用非常用浄水装置の配備 ・資機材、設備、備蓄物資（女性の視点に配慮）の充実 ・wi-fiの整備（通信事業者による）等
27年度	・天井等落下防止対策（滝野川紅葉中学校体育館）
28年度	・自動ラップ式トイレの導入
29年度	・自動ラップ式トイレの導入（福祉避難所）
30年度	・発電機の配備（福祉避難所） ・避難所開設キット配備

1 3. 広域応援態勢の確立

大震災等の災害が発生した場合、被災した自治体は十分な活動ができない事態となるため、行政区域を越えた応援態勢が必要となる。

そのため、従前より友好関係にあった山形県酒田市及び、群馬県中之条町、甘楽町の3市町と「災害時における相互応援に関する協定」を平成7年10月に締結している。

また、新たな自治体間の支援協定として、群馬県前橋市と「災害時における物資等の支援に関する協定」を平成26年2月に締結し、埼玉県川口市とは、「災害時における情報交換に関する協定」と「北区防災行政無線局設置等に関する協定」を平成26年7月に締結した。

なお、被災の軽微な区が連携して被災区への支援を行うため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を23区間で締結しているが、東日本大震災での教訓を受けて見直しを行い、平成26年3月に再締結している。

平成30年3月改定の東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）では、支援に関する章を新設し、円滑に他自治体等からの応援を受け入れるため、支援に関する基本的な方針を定めた。

1 4. 風水害対策

(1) 土砂災害対策

○ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害防止法に基づき、東京都は平成28年3月に土砂災害の恐れのある区域について、区内25か所を土砂災害警戒区域に、うち23か所を特別警戒区域に指定した。平成28年度は、この指定に基づき、区域内に住む区民の速やかな避難行動等を促すための「土砂災害ハザードマップ」を作成した。平成30年5月には、新たに指定された土砂災害警戒区域等を踏まえた「土砂災害ハザードマップ」を作成し、各戸に配布した。

平成30年5月31日現在、土砂災害警戒区域は95ヶ所、土砂災害特別警戒区域は71ヶ所となっている。

(2) 風水害対策

○ 石神井川流域での防災無線吹鳴

平成27年度に石神井川の水位・雨量情報システムを改修し防災無線と連動させることで、石神井川が氾濫危険水位に達した際に自動的に該当地区に防災無線を吹鳴できる対応を、堀船・豊島地区の一部で実施した。また、29年度には上流部である滝野川地区の一部で、同様な対応を実施した。

○ 垂直避難施設の確保

荒川等の氾濫が想定される際の避難は、原則ゆとりを持った行動で高台への避難を実施することとしているが、緊急避難先として低地部における垂直避難施設の確保を順次進めている。

28年度は区営住宅をはじめ、都営住宅の一部を緊急避難先として利用できるよう東京都と覚書を交わした。さらに、29年度はUR住宅・東京都住宅供給公社と協定を締結した。今後は、民間施設も含めた施設確保を進めて行く。

○ 荒川タイムライン（拡大試行版）

荒川による洪水発生を想定した「荒川タイムライン（拡大試行版）」を国土交通省が中心となり16区市とともに作成し、29年度から運用を開始している。

○ 洪水時の避難確保計画の作成

平成29年の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、平成30年度に浸水想定区域または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して洪水時の避難確保計画の作成を依頼した。

依頼した施設は232施設、平成30年度末時点で計画の受付が完了している施設は119施設となっている。

(3) 風水害における避難対策

○ 大規模水害を想定した避難行動の基本方針策定

荒川の氾濫を想定した具体的な避難計画の検討を進めていくためには、まず大規模水害時における避難に関する意識・行動等において区民との共通認識を構築する必要がある。そこで令和元年度は、識者を交えた庁内委員会を立上げ、あるべき避難行動の基本方針をまとめる。

15. 災害時の医療体制の確立

北区保健所、健康福祉部と連携し、北区医師会、北区薬剤師会等の協力を得ながら、「北区災害医療運営連絡会」等を通じて、災害医療体制の検討を進める。

表1

40m³ 耐震性地下貯水槽一覧表

平成31年4月1日現在

No.	赤羽地区	No.	王子地区	No.	滝野川地区
1	浮間北公園	1	東十条五丁目児童遊園	1	四本木児童遊園
2	浮間つり堀公園	2	十条仲原一丁目児童遊園	2	滝野川馬場児童遊園
3	都市機構浮間三丁目エステート	3	中央公園（北）	3	藤和板橋コープ
4	赤羽台さくら並木公園	4	稲荷公園	4	南谷端公園
5	都市機構赤羽北二丁目団地(東)	5	十条公園	5	西ヶ原東保育園
6	都市機構赤羽北二丁目団地(西)	6	王子本町公園	6	西中里公園
7	袋町公園	7	中央公園（南）	7	東中里公園
8	都営赤羽北三丁目アパート	8	王子五丁目公園	8	田端五丁目防災広場
9	桐ヶ丘中央公園（東）	9	旧桜田小学校	9	田端公園
10	桐ヶ丘中央公園（西）	10	豊島八幡児童遊園	10	田端台公園
11	鶴ヶ丘児童遊園	11	王子ふれあい館	11	滝野川第五小学校
12	島下公園	12	王子六丁目公園	12	上中里二丁目児童遊園
13	区営赤羽西六丁目第2	13	王子六丁目児童遊園	13	東田端二丁目児童遊園
14	区営赤羽西六丁目第3	14	柳田公園	14	東田端公園
15	西が丘三ツ和公園	15	飛鳥山公園	15	田端新町南むつみ公園
16	稲付西山公園	16	都営堀船三丁目団地	16	西ヶ原みんなの公園
17	志茂子ども交流館	17	堀船公園	17	谷戸さんさん児童遊園
18	赤羽三丁目公園	18	豊島区民センター		
19	赤羽東公園	19	上四虹ひろば		
20	志茂三丁目児童遊園	20	東十条区民センター		
21	赤羽公園	21	上十条四丁目児童遊園		
22	都市機構赤羽南一丁目団地	22	上三ふじ広場（20m ³ ）		
23	北運動公園	23	上四みんなの広場		
24	志茂東公園（20m ³ ）				
25	志茂四わかば児童遊園				

表2

備蓄倉庫一覧表

平成31年4月1日現在

		所在地	建築 年月日	建物構造	延床面積 (㎡)	施設内容
1	北区桐ヶ丘 災害備蓄倉庫	赤羽台 3-21	昭和 48.5.29	RC造平屋建	144	電動シャッター1か所、 手動シャッター2か所、 高床式
2	北区豊島5丁目 災害備蓄倉庫	豊島5-5	昭和 49.7.29	RC造平屋建	144	電動シャッター1か所、 手動シャッター2か所、 高床式
3	北区西が丘 災害備蓄倉庫	西が丘2-4	昭和 50.8.26	RC造平屋建	120	手動シャッター3か所、 高床式
4	北区王子5丁目 災害備蓄倉庫	王子5-2-5	昭和 51.10.29	都市機構1階 ピロティー	129	手動シャッター2か所
5	北区滝野川3丁目 災害備蓄倉庫	滝野川 3-80-1	昭和 55.3.18	RC造2階建 (併設)	135	シャッター1か所
6	北区防災センター 災害備蓄倉庫	西ヶ原 2-1-6	昭和 59.6.15	SRC造3階建	388	電動シャッター1か所、 搬出ター-
7	北区岩淵 災害備蓄倉庫	岩淵町41	昭和 62.3.26	RC造2階建	122	電動シャッター1か所、 手動シャッター1か所
8	北区北とびあ 災害備蓄倉庫	王子 1-11-1	平成 2.8.24	SRC造18階建 地下2階部分	122	
9	北区東田端 災害備蓄倉庫	東田端 1-16-16	平成 3.3.22	RC造2階建	180	電動シャッター2か所、
10	北区浮間 災害備蓄倉庫	浮間 1-15-1	平成 5.3.19	RC造20階建 都営住宅1階部	152	電動シャッター1か所、 手動シャッター1か所
11	北区北運動場 災害備蓄倉庫	神谷 2-47-6	平成 9.1.30	RC造平屋建 観覧席下部	104	2層式
12	北区西ヶ原四丁目 災害備蓄倉庫	西ヶ原 4-51-62	平成 22.3.31	RC造平屋建	251	手動シャッター3か所

表3

北区災害備蓄倉庫備蓄物資一覧

平成31年4月1日現在

	倉庫名		桐ヶ丘	豊島 5丁目	西が丘	王子 5丁目	滝野川 3丁目	防災 センター	岩淵
	品名								
食料	クラッカー		10,080	14,700	10,080	14,000	10,080	14,000	10,080
	アルファ米	区	6,000	6,000	6,000	6,000	5,000	10,000	6,000
		都		700					
	ミネラルウォーター		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	4,800	2,400
生活必需品	ほ乳ビン		130	130	130	130	130	110	130
	毛布	区	1,360	2,850	1,540	2,200	1,440	10,090	2,720
		都	2,000	2,000	1,100	2,000		600	
	ビニールゴザ	区	2,000	1,000	2,000	1,900	2,600		
		都	1,000	2,000	1,000	480			
	カーペット	区			1,000	800	750	5,540	3,000
		都		600					
	ローソク・マッチ		3,000	6,000	3,000	3,000	3,000	2,000	3,000
	手拭		2,950	6,000	3,000	3,000	3,000	5,000	3,000
	紙オムツ	大人用	748	1,462	748	1,462	1,462	748	748
乳児用		4,176	4,176	4,176	4,176	4,176	4,650	4,176	
ビニールシート		180	150	250	220	200	230	250	
トイレトペーパー		900	1,000	1,000	350	1,000	300		
炊飯袋						30,000	20,000		
生理用品		22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	22,230	
おりものシート		3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
ウェットティッシュ		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	
石鹸			3,000				2,000	1,000	
ポリ袋			3,000			5,000	5,000	5,000	

	倉庫名		北とびあ	東田端	浮間	北運動場	西ヶ原 四丁目	計	単位	
	品名									
食料	クラッカー		10,080	10,080	10,080	10,080	19,950	143,290	食	
	アルファ米	区	10,000	6,000	5,000	6,000	10,000	82,000	食	
		都			29,000		4,000	33,700		
	白粥				10,000			10,000		
	ミネラルウォーター		2,400	2,400	2,400	2,400	4,800	33,600	本	
生活必需品	ほ乳ビン		130	130	130	130		1,410	本	
	毛布	区	1,500	3,110	2,650			29,460	枚	
		都				2,000		9,700		
	ビニールゴザ	区		3,000				12,500	枚	
		都						4,480		
	カーペット	区	1,000	1,000	1,000			14,090	枚	
		都					4,500	5,100		
		ローソク・マッチ		5,000	3,000	3,000		34,000	個	
		手拭			3,000	3,000		31,950	枚	
		紙オムツ	大人用	748	748	748	748		紙オムツ	枚
			乳児用	4,176	4,176	4,176	4,176			
		ビニールシート			200	250	250		2,180	枚
		トイレトペーパー			1,000	650			6,200	個
		炊飯袋							50,000	袋
	生理用品		22,230	22,230	22,230	22,230		244,530	枚	
	おりものシート		3,600	3,600	3,600	3,600		39,600	枚	
	ウェットティッシュ		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	252,000	枚	
	石鹸		2,000	1,000	1,000			10,000	個	
	ポリ袋		5,000		5,000			28,000	枚	

	品名	倉庫名							
		桐ヶ丘	豊島 5丁目	西が丘	王子 5丁目	滝野川 3丁目	防災 センター	岩淵	
資	事務用品セット	2	1	1	1	1	2	1	
	電気メガホン	3	2	2	2	2	4	2	
	濾水機(エンジン付)		1	2	2	1	2	2	
	濾水機(手動)	1	1			1			
	自動分配給水装置						1		
	レンジバーナーSET	1	1	1	1	1	3	1	
	給水タンク(500ℓ)	2	2	2	2	2	3	1	
	ポリタンク(20ℓ)	100	100	100	100	100	150	100	
	コンテナ(10ℓ)	500	500	500	500	500	900	500	
	発電機(20A)								
器	発電機(大型)	3	3	2	2	2	4	2	
	投光機	2	3	3	3	3	2		
	テント	13	16	10	10	10	20	10	
	ロジ型テント(都)						20		
	スコップ	10	22	12	22	22	20	20	
	ツルハシ	20	20	10	20	20	20	20	
	仮設便所	大使用	19	25	20	24	16	35	24
		小使用					2	10	
	簡易式トイレ						70		
	マンホールトイレ								
等	リヤカー	4	3	3	3	3	3	3	
	ボート		1					1	
	麻袋	400	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	1,000	
	ウォーターブロック	Gタイプ						200	
		一般用						200	
	簡易救助品(布団以)		23		26				
	医療具	担架	10	10	10	10	10	10	10
		三角巾	300	300	300	300	300	300	300
		サラシ布	300	300	300	300	300	300	300
		救急箱	10	5	5	10	5	10	10

品名	倉庫名						計	単位
	北とぴあ	東田端	浮間	北運動場	西ヶ原 四丁目			
事務用品セット	1	1	1	1			13	組
電気メガホン	2	2	2	2			25	個
濾水機(エンジン付)		2		1			13	台
濾水機(手動)		1	1				5	台
自動分配給水装置				1			2	台
レンジバーナーSET	1	1	1	1			13	組
給水タンク(500ℓ)		2	2				18	個
ポリタンク(20ℓ)	50	100	50				950	個
コンテナ(10ℓ)	100	500	300				4,800	個
発電機(20A)							0	台
発電機(大型)	2	2	3	1	2		28	台
投光機		4	2				22	台
テント	10	10	10	5			124	張
ロッジ型テント(都)							20	個
スコップ	20	22	20				190	本
ツルハシ	20	20	20				190	本
仮設便所	大使用	30	20	33	9		255	棟
	小使用						12	
簡易式トイレ			220	3			293	個
マンホールトイレ					56		56	セット
リヤカー	3	3	2				30	台
ボート			1				3	隻
麻袋	1,000	1,000					10,400	袋
ウォーターブロック	Gタイプ						200	袋
	一般用			250			450	
簡易救助品(布団込)							49	個
医療具	担架	10	10	10	10		110	台
	三角巾	300	300	200			2,900	枚
	サラシ布	300	300				2,700	反
	救急箱	5	10	10	5		85	箱

表4

●防災資機材倉庫備蓄物資一覧

所在地 区立小、中学校等敷地内

平成31年4月1日現在

品名	濾水機	折りたたみ水槽	発電機	投光器	バルーン投光器	仮設便所	マンホールトイレ	ロープ	電工ドラム	折りたたみリヤカー
1施設の数	1台	2台	1台	2台	1台	3棟	3棟	2本	2個	1台
総数量	60台	120台	60台	120台	60台	225棟	180棟	120本	120個	60台

品名	レンジバーナー	ビニールシート	消火ポンプ	災害救助用工具セット	レギュラーガソリン缶詰	混合ガソリン缶詰	灯油缶詰	避難所開設キット
1施設の数	1台	20枚	1台	1組	20缶	4缶	8缶	1個
総数量	60台	1,200枚	60台	60組	1,400缶	240缶	480缶	59個

※225棟の仮設便所のうち、浮間中、岩淵小、桐ヶ丘郷小、王子桜中、旧清至中、としま若葉小、十条富士見中、滝野川もみじ小、及び滝野川第四小の9校には大使用を8棟ずつ備蓄している。

●学校備蓄室備蓄物資一覧

・食料、水

品名	アルファ米(白米)	アルファ米(ひじき)	アルファ米(わかめ)	アルファ米(きのこ)	クラッカー	おかゆ	ミネラルウォーター
1施設の数	1,000食	1,000食	1,000食	1,000食	560食	1,500食	1,200本
総数量	60,000食	60,000食	60,000食	60,000食	33,600食	90,000食	72,000本

品名	粉ミルク	缶入りパン	カレー
1施設の数	480食	240食	300食
総数量	28,800食	14,400食	18,000食

・生活物資、資機材等

品名	食器セット	紙おむつ(パビ-用)	紙おむつ(大人用)	毛布	トレットパ-パ-	事務用品セット	電気炊飯	給水タリ(1t)	給水タリ(0.5t)
1施設の数	10,000セット	456枚	374枚	300枚	480巻	1セット	2個	2個	2個
総数量	600,000セット	27,360枚	22,440枚	18,000枚	28,800巻	60セット	120個	120個	120個

品名	車椅子	担架	肌着	救急箱	加脱巾	加脱ボンパ	カーペット	ほ乳瓶	ほ乳瓶用おかん器	サージカルマスク
1施設の数	1台	1台	1,000組	1台	2台	6本	300枚	160本	30個	250枚
総数量	60台	60台	60,000組	60台	120台	360本	18,000枚	9,600本	1,800個	15,000枚

品名	生理用品	生理用ショーツ	おりものシート	尿もれパッド	乳児用おしりふき	清浄綿	口腔用ウエットガーゼ	ウエットティッシュ
1施設の数	830枚	30枚	560枚	200枚	220枚	350枚	450枚	2,000枚
総数量	49,800枚	1,800枚	33,600枚	12,000枚	13,200枚	21,000枚	27,000枚	120,000枚

●福祉避難所（通所型・介護型・補完型）備蓄物資一覧

・通所型

品名	ミネラルウォーター	おかゆ	ミキサー粥	毛布	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	4,224本	4,700食	2,800食	240枚	14台	13台

・介護型

品名	ミネラルウォーター	おかゆ	ミキサー粥	食器セット	食品用ラップ	鍋	カセットコンロ	カセットボンベ	おしりふき
計	2,856本	750食	600箱	15セット	30個	20個	20個	30セット	200個

品名	ごみ袋	紙おむつ大人用 テープ・パンツ (M~LL)	簡易 トイレ用袋	マスク	口腔用 ウェットガーゼ	使い捨て カイロ	ウェット ティッシュ
計	30個	128パック	58パック	18箱	78箱	480個	750個

品名	タオル	ティッシュ	使い捨て 手袋	手指 消毒液	ポータブルライト 電池使用・電池付	マイクロ ファイバー毛布	段ボール ベッド	段ボール 間仕切り
計	150枚	30パック	50箱	30個	30個	300枚	150個	18個

品名	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	14台	14台

・補完型

品名	おかゆ	カセット コンロ	カセット ボンベ	電気 メガホン	リヤカー	貯水槽	給水タンク 1t	かまど	発電機	投光器	担架	車椅子
計	6,500食	64台	141本	30個	26台	50台	25個	25台	28台	58個	30台	32台

品名	コード リール	洋式トイレ (自動ラップ式トイレ)	発電機
計	19個	24台	24台

●予備避難所備蓄物資一覧（2館）

滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、

品名	カセット コンロ	カセット ボンベ	電気 メガホン	リヤカー	貯水槽	給水タンク (1t)	給水タンク (0.5t)	かまど	発電機	投光器	担架	車椅子	おかゆ缶	救急箱 (20人用)	コード 巻取機
計	6台	9本	6個	3個	6台	8個	2個	3台	3台	6台	3台	3台	720缶	3箱	3個

※滝野川体育館分は防災センター備蓄倉庫、桐ヶ丘体育館分は桐ヶ丘備蓄倉庫に備蓄している。

副参事（地域防災担当）

1. 東京都北区地域防災計画の施行推進

東京都北区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、あらゆる自然災害に対処する総合計画として、北区防災会議（本部長：区長）が策定している。

平成30年3月、熊本地震等で明らかになった災害対策上の課題や教訓、国及び東京都の法令・制度や動向等を踏まえ改定した。

同計画の進捗管理を行うとともに、関連する計画、マニュアル等について整合性を図っていく。

危機管理課

1. 危機管理の総合調整に関する事務

次のような事態のうち、主に自然災害以外の危機管理の総合調整、対策、及び調査研究を行う。

- ・ 区民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態又は、及ぼすおそれのある事態
- ・ 区民生活に著しい不安を与える事態又は社会的混乱を引き起こすような事態
- ・ 区が提供する区民サービスに著しい支障をきたす事態
- ・ 区政の信頼を著しく損なう事態

一定レベル以上の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、危機管理対策本部の設置あるいは関係部課会議を開催し、迅速かつ的確な対応を図る。

2. 国民保護計画事業（440 千円）

(1) 国民保護協議会に関する事務

東京都北区国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づく区長の附属機関であり、北区の区域に関係する国民保護措置の重要事項を審議する。

委員は、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、ライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会などから選出し、北区防災会議委員とほぼ同様であるが、国民保護措置に関する知識又は経験を有する者として、王子・赤羽・滝野川地区の自主防災組織代表として各地区の連合町会長及び北区議会の代表として区議会議長を加えて構成している。

また、協議会委員の所属する機関から職員を幹事として任命し、実務的な事項についての検討を幹事会で実施している。

(2) 国民保護計画に関する事務

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づいて、武力攻撃事態及び大規模テロ等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、平成18年度に策定し、国における「国民の保護に関する基本指針」や東京都による「東京都国民保護計画」の変更に伴い、平成28年度に東京都北区国民保護計画を変更した。

(3) 区内の大規模集客施設との緊急連絡体制の構築

緊急事態が発生した際に、区内の大規模集客施設へ情報をより速やかに伝達するため、民間業者が提供する一斉FAX配信サービスに加入し、これを活用し、区内の大規模集客施設との通信訓練を実施する。

＜平成30年度＞

- ・ 平成30年8月30日、平成31年3月7日（42施設）

3. 自動体外式除細動器（AED）の運用

区有施設へのAEDの設置及びホームページ等による設置場所の周知を行う。また、設置施設に勤務する職員を対象とした操作研修等を実施し、知識と実技の習得を目指す。

＜平成30年度＞

- ・ AED設置台数 255台
- ・ 普通救命講習（職員対象） 6回

4. 東日本大震災被災者支援に関すること

(1) 避難者からの情報提供の受付及び各種支援情報の提供

東日本大震災により、北区内に避難された方から任意に提供された「避難先等の情報」を東京都を通じて、避難元の県や市町村に情報提供を行う。

また、「全国避難者情報システム」に基づき、東京都と連携し避難者に対して定期的に

支援情報を送付している。

(2) 原発避難者特例法に基づく事務に関する調整

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に対する適切な行政サービスの提供が行われるよう、特例事務の所管課との調整及び住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持に対応する総合調整を行う。

副参事（生活安全担当）

1. 地域生活安全環境整備事業（23,237千円）

(1) 生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例に基づき、区民の生活安全に関する意識の高揚と地域における犯罪を防止するため生活安全推進協議会を設置している。警察、消防、防犯協会、防犯協力会、町会・自治会、PTAなど関係機関等の委員で構成されている。

<平成30年度>

- ・平成31年2月5日開催 委員32名

(2) 北区区民情報メールの配信

配信を希望した登録者に対して、不審者等に関する情報を中心にメールを配信する。

<平成30年度>

- ・緊急情報 配信回数 0回
登録者数 9,809名（平成31年3月31日現在）
- ・安全・安心情報 配信回数 84回
登録者数 6,759名（平成31年3月31日現在）

(3) 自動通話録音機の貸出

高齢者に対する特殊詐欺に対する未然防止対策として、自動通話録音機を希望する区内在住の65歳以上の方がいる世帯に貸出を行っている。

<平成30年度>

- ・528台貸出（累計958台）

(4) 北区安全・安心ネットワーク

地域の安全・安心を高めるため、区民、事業者、警察、消防、北区などが合同で発足（平成17年3月26日）し、関係機関による情報の共有や連携強化を図り様々な活動を行っている。

また、5名以上の区民等で組織された地域の防犯ボランティアパトロール隊もあわせて募集し、そのパトロール隊に対し、防犯リーダー養成講座の開催、腕章などのパトロール物品の助成、ボランティア保険の適用を行っている。

<平成30年度>

- ・防犯ボランティアパトロール隊
登録団体70団体・1,203名（平成31年3月31日現在）
- ・防犯リーダー養成講座 平成30年11月27日開催（23団体59名）
- ・パトロール隊に対する物品の助成 ベスト、腕章、帽子、笛、青色防犯合図灯

(5) 地域パトロール活動支援

地域での防犯パトロール活動を実施している団体が、より一層効果的に防犯パトロール活動を実施できるようホットスポット・パトロール実習等を開催する。

ホットスポット・パトロールは、“入りやすく見えにくい”という犯罪が起きやすい場所を

重点的に見回ることによって犯罪抑止に大きな効果があるとして、世界的に注目されている。

<平成30年度>

- ・ ホットスポット・パトロール実習 1回

(6) 防犯カメラ運営費補助事業

公共の場所に防犯カメラを設置している団体に対し、設置運営に関する必要経費の一部を補助し、設置団体の負担を軽減するとともに設置の促進を図る。

<平成30年度>

- ・ 91団体

(7) 防犯協会・アパート・マンション防犯協力会等への補助

地域の防犯を推進する団体が防犯を推進する事業等に対して補助を実施する。

<平成30年度>

- ・ 6団体

(8) 北区地域安全のつどい

全国地域安全運動の取組みとして区、3警察署、3防犯協会が合同で、より広く生活安全に関する取り組みや知識を区民に周知するためのイベント等を実施する。

<平成30年度>

- ・ 平成30年10月12日開催（参加者 約1,000名）

(9) 景観対策の推進

「割れ窓理論」に基づき、区民・関係団体と協働してまちの落書き消しや植栽をすることによって、犯罪を起させない美しいまちづくりを推進する。

<平成30年度>

- ・ 防犯環境改善活動 実施 7回

2. 地域安全・安心パトロール事業（35,314千円）

地域の安全・安心を365日24時間確保するため、委託による昼夜の車両パトロール（青色回転灯装備車両）を実施している。

<平成31年4月1日現在>

- ・ パトロール体制 365日24時間体制（年末年始を含む）

3. 防犯設備整備補助事業（39,681千円）

(1) 町会・自治会向け

町会等が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率11/12 補助限度額467万5千円（単独）・704万円（連携）

※補助率について、平成29年度から令和元年度に限り、東京都が補助率を上げたため、11/12とする。

<平成30年度>

- ・ 防犯カメラに対する補助金 13団体

(2) 商店街向け

商店街が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率5/6 補助限度額500万円

※補助率について、平成29年度から令和元年度に限り、東京都が補助率を上げたため、5/6とする。

<平成30年度>

- ・ 交付件数 2件

(3) 共同住宅向け

共同住宅の管理組合等に対し、防犯カメラ等、防犯設備の設置に係る経費の一部を補助する。
補助内容 補助率 1/2 補助限度額 50 万円

<平成30年度>

- ・ 交付件数 5件

4. 防犯対策サポート事業（10,241千円）

防犯推進員として非常勤職員を採用し、保育園、幼稚園、児童館等における防犯教室の開催や職員向けの不審者対応訓練の実施、シニアクラブや町会・自治会における防犯講話の実施などの各種防犯啓発活動を行う。

また、地域の防犯力の向上及び地域住民等の防犯への意識向上のため、防犯ボランティア団体や関係機関、関係団体と連携したキャンペーン活動等を実施する。

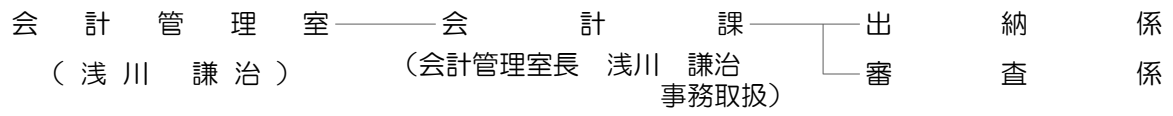
<平成30年度>

- ・ 防犯教室 57回
- ・ 職員向け不審者対応訓練 67回
- ・ 不審者対応実践訓練 5回
- ・ 防犯啓発 6回
- ・ 防犯講話 37回
- ・ 合同パトロール 3回

会 計 管 理 室

会計管理室組織図

平成31年4月1日現在



会計管理室職員配置状況

平成31年4月1日現在

	係名	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
会計課	出納係	8	(※1) 1		2	5			(※1) 室長（会計課長事務取扱）
	審査係	7			1	6			
	計2係	15	1		3	11			

分 掌 事 務

会 計 管 理 室

会 計 課

出 納 係

1. 歳計現金及び歳入歳出外現金の出納保管に関すること。
2. 基金に属する現金の出納保管に関すること。
3. 有価証券及び担保物の出納保管に関すること。
4. 小切手の振出に関すること。
5. 指定金融機関に関すること。
6. 公印の管守に関すること。
7. 収入通知及び支出命令の執行に関すること。
8. 物品の出納保管及び処分に関すること。
9. 課内の他の係に属しないこと。

審 査 係

1. 支出負担行為の確認に関すること。
2. 収入通知及び支出命令の審査に関すること。
3. 決算の調製に関すること。
4. 公共料金の支払の調整に関すること。

課 務 担 当 主 査

1. 資金管理に関すること。
2. 歳入及び歳出に係る諸表の作成に関すること。
3. 財産の記録管理に関すること。
4. 指定金融機関及び収納事務委託者等に対する検査に関すること。
5. 会計事務の指導及び改善に関すること。

会計管理室

会計課

地方自治法第170条の規定に基づいて、会計事務を所管している。
平成30年度（平成31年3月31日現在）における会計事務の概要は、次のとおりである。

1. 会計管理事務（46,674千円）

（1）収入事務

法令等により収納（銀行収入・郵便局収入等）した公金の内容審査並びに執行事務。

会計別収入額

ア 一般会計	160,936 件	140,796,614,011円
イ 国民健康保険事業会計	209,144 件	35,102,327,122円
ウ 用地特別会計	0 件	0円
エ 中小企業従業員退職金等共済事業会計	750 件	92,128,144円
オ 介護保険会計	36,089 件	30,113,875,480円
カ 後期高齢者医療会計	87,059 件	8,373,438,054円
キ 歳入歳出外現金	601,582 件	22,647,364,220円
計	1,095,560 件	237,125,747,031円

（2）支出事務

各課・局・室・所・学校より送付された支出負担行為の適法確認及び支出命令書の内容審査並びに執行事務。

会計別支出額

ア 一般会計	43,857 件	132,576,480,705円
イ 国民健康保険事業会計	1,073 件	35,072,836,767円
ウ 用地特別会計	0 件	0円
エ 中小企業従業員退職金等共済事業会計	38 件	104,484,238円
オ 介護保険会計	1,650 件	26,736,276,444円
カ 後期高齢者医療会計	339 件	8,442,578,137円
キ 歳入歳出外現金	677 件	20,083,777,437円
計	47,634 件	223,016,433,728円

(3) 基金の状況

ア	財政調整基金 基金の額	17,969,092,000円
イ	減債基金 基金の額	2,296,845,000円
ウ	施設建設基金 基金の額	16,079,550,000円
エ	まちづくり基金 基金の額	9,365,247,000円
オ	学校改築基金 基金の額	12,673,777,000円
主 要 5 基 金 合 計		58,384,511,000円
カ	谷村教育基金 基金の額	16,814,000円
キ	福祉施設整備基金 基金の額	116,003,000円
ク	協働推進基金 基金の額	192,244,848円
ケ	住宅管理基金 基金の額	1,513,094,000円
コ	北区応援サポーター基金 基金の額	20,795,924円
サ	公共料金支払基金 基金の額	400,000,000円
シ	国民健康保険高額療養費貸付事業基金 基金の額	10,000,000円
ス	中小企業従業員退職金等共済基金 基金の額	402,860,178円
セ	介護保険給付費準備基金 基金の額	1,619,387,000円
総 合 計		62,675,709,950円

2. 物品管理事務（14,241千円）

各課・局・室・所・学校で使用している備品の出納及び記録管理

(1) 供用数	63,124点
(2) 受入数	1,777点
(3) 組替数	2,489点
(4) 組替数のうち売却	15点

※財務書類作成前のため点数が変わる場合があります。

(白紙)

監 查 事 務 局

監 査 事 務 局 組 織 図

平成31年4月1日現在

監 査 事 務 局——課 務 担 当 主 査 (1)
(総務部参事 小林 義宗 事務取扱)

監査事務局職員配置状況

平成31年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
監 査 事 務 局	4		(※1) [1]	3 (※2) (1)	1			(※1) 事務取扱(総務部参事) (※2) 兼務1名(都市計画課)

分 掌 事 務

監 査 事 務 局

1. 監査委員に関すること。
2. 事務局の予算、決算及び経理に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 訓令・告示等に関すること。
5. 文書の收受・配付・発送及び保存に関すること。
6. 監査・検査及び審査等の計画・実施若しくは結果の報告及び公表並びに監査結果により講じた措置の長等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
7. 特別区監査委員協議会に関すること。
8. 事務局のその他の庶務に関すること。

監 査 事 務 局

監査事務（監査運営費 7,993千円、事務局運営費 499千円）

監査、検査、審査は、地方自治法第2条14項及び第15条に定める趣旨に基づき、区の事務事業が合理的かつ効率的に執行されているか等について、監査委員が監査するものである。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期による。その数は、識見を有する者2名（内1名は常勤）、議員2名である。

監査、検査、審査の種別は以下のとおりである。

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

区の財務に関する事務の執行について、毎会計年度、期日を定めて監査を行う。

令和元年度における各部局、施設等の監査実施予定日数は次のとおりである。

（単位：延べ日数）

部 局 名	日 数	施 設 名	日 数	工事監査	日 数
政策経営部	1日				1日
総務部	2日			1日	3日
危機管理室	1日				1日
地域振興部	2日	地域振興室等	2日		4日
区民部	2日	区民事務所	1日		3日
生活環境部	1日				1日
健康福祉部	4日	健康支援センター	1日		5日
北区保健所	1日				1日
まちづくり部	2日				2日
土木部	1日	公園、児童遊園等	2日	1日	4日
会計管理室	1日				1日
教育振興部	2日	小・中学校、図書館等	9日		11日
子ども未来部	2日	児童館、保育園等	6日		8日
監査事務局	1日				1日
選挙管理委員会事務局	1日				1日
区議会事務局	1日				1日
	計25日		計21日	計2日	合計48日

2. 行政監査（地方自治法第199条第2項）
必要があると認めるときに区の事務の執行について監査を行う。
3. 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
必要があると認めるときに定期監査に準じて監査を行う。
4. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。
令和元年度は、9日間、19団体の監査を予定している。
5. 決算審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項）
決算書その他関係諸表に基づく計数を確認し、その年度における事務執行が効率的、経済的及び合法的に執行され、かつ会計処理が適法であったかについて審査を行う。
令和元年度は、平成30年度決算について、5日間の審査を予定している。
6. 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正に算定されているかについて審査する。
令和元年度の審査は、決算審査に併せて実施する予定である。
7. 例月出納検査（地方自治法第235条の2）
会計管理者から提出された収支状況等の資料に基づいて毎月の係数を照合確認し、財政収支の動態を把握するために毎月1回検査を行う。
8. 住民監査請求（地方自治法第242条）
公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行等について、違法・不当な行為又は怠る行為があったと住民から監査の請求があったときは、その都度、監査を実施する。
9. その他
その他の監査には、直接請求（地方自治法第75条1項の監査）、議会の監査要求（同法第98条2項の監査）、長の要求監査（同法第199条6項の監査）、指定金融機関の随時監査（同法第235条の2第2項の監査）、職員の賠償責任の監査（同法第243条の2第3項の監査）がある。

(白紙)

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局組織図

平成31年4月1日現在

選挙管理委員会事務局——課務担当主査(1)
(浅香 光男)

選挙管理委員会事務局職員配置状況

平成31年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長/主査	係員	再任用	再雇用	備考
選挙管理委員会事務局	6		1	2	3			

分 掌 事 務

選挙管理委員会事務局

1. 委員会議に関すること。
2. 委員会議録の作成及び保管に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 文書の收受、配付、審査、発送、編集及び保存に関すること。
5. 選挙表彰に関すること。
6. 選挙及び投票の管理に関すること。
7. 選挙に関する調査及び資料の収集に関すること。
8. 選挙及び投票の統計に関すること。
9. 選挙争訟に関すること。
10. 直接請求の審査事務に関すること。
11. 政党及び政治団体に関すること。
12. 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
13. 啓発事務に関すること。
14. 事務局その他の庶務に関すること。

選挙管理委員会事務局

地方自治法第186条により委員会の職務権限に属する国または地方公共団体の各種選挙に関する事務及びこれに関係のある事務等処理している。

1 委員会運営等（17,326千円）

選挙管理委員4名：選挙管理委員補充員3名：任期は平成28年3月31日から4年

(1) 委員会等の開催状況（30年度実績）

- ① 定例委員会 12回
- ② 臨時委員会 3回
- ③ 諸会議 23回（選挙に関する関係機関との打合せ、諸手続き等）

(2) 選挙人名簿の調製

年月日	選挙人名簿登録者			在外選挙人名簿登録者		
	男	女	計	男	女	計
31.3.1	142,944人	146,511人	289,455人	232人	244人	476人
30.3.1	142,567人	145,771人	288,338人	252人	255人	507人

※公職選挙法の改正により、登録を基準日（3、6、9、12月の1日）の翌日から基準日に変更

(3) 裁判員候補者予定者名簿の調製

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、裁判所に送付している。

（30年度650名、29年度571名）

(4) 検察審査員候補者予定者名簿の調製

検察審査会法に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、検察審査会に送付している。

（30年度90名、29年度90名）

2 明るい選挙推進事業（2,990千円）

(1) 北区明るい選挙推進協議会の運営

- ① 推進協議会 27名

推進協議会は、選挙管理委員、話しあい指導員及び明るい選挙推進委員の地区代表で構成し、任意団体として選挙管理委員会とともに明るい選挙推進運動の企画・立案し、これを実践する組織として活動している。

- ② 話しあい指導員 1名

推進委員の行う「話しあい活動」その他の啓発活動に対して助言・指導を行っている。

- ③ 明るい選挙推進委員 200名（平成31年4月1日現在）

各町会自治会及び民間ボランティア団体の推薦に基づき委嘱した推進委員は、各地域において啓発活動を実施。また、選挙時には投票所の管理者、立会人を担っている。

- ④ 諸会議（平成30年度実績）

明るい選挙推進セミナー 1回
協議会 2回

事業部会	3回
広報部会	3回
東京都明るい選挙推進大会	1回

(2) 明るい選挙啓発事業（平成30年度実績）

① 標語の募集

次回選挙に向けて啓発標語を募集。優秀作品は、啓発グッズなどに活用している。

（作品審査会：平成31年2月実施）

応募数690点

小学生の部580点

一般（中学生以上）の部110点（中学生84点、一般26点）

優秀賞各部1点、入賞9点（小学生の部6点、一般（中学生以上）の部3点）

② 明るい選挙啓発ポスターコンクール

小・中学校並びに高等学校の児童・生徒を対象に、ポスター作品を募集。全国的なコンクールで、優秀作品を東京都や国に推薦している。

（作品審査会：平成30年9月実施）

応募総数286点（小学生の部112点、中学生の部143点、高校生の部31点）

北区優秀賞24点（小学生の部7点、中学生の部10点、高校生の部7点）

北区入賞31点（小学生の部10点、中学生の部13点、高校生の部8点）

応募協力校表彰5校（北区立岩淵小学校、北区立桐ヶ丘中学校、私立武蔵野中学校、私立武蔵野高等学校、私立女子聖学院高等学校）

北区優秀賞のうち、小学生の部1点が東京都優秀賞を受賞した。

③ 選挙だよりの発行

平成30年8月10日選挙だより（92号）、平成31年3月10日選挙だより（93号）を編集・発行、区内小・中・高等学校に配布、町会自治会に回覧した。

④ 新成人への啓発

平成31年1月、成人式会場ではマスコットキャラクター「めいすいくん」が啓発グッズを配布した。また、「めいすいくん」との記念撮影をおこなった。

⑤ 新有権者への啓発

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、新たに選挙権を有した選挙人に啓発はがきを送付した。

3 若年層の政治参加を促す取り組み

選挙権年齢が引き下げられたこと、若年層の投票率が他の年代に比べて低いことから、小中学校や高等学校に出向き、選挙制度の歴史や仕組みについて講義する出前授業や各候補者の主張について、深く考え判断しながら実際の投票と同じプロセスを実際の選挙で用いる資料を使用しながら体験できる模擬選挙等を行っている。

平成30年実績：出前授業6校、模擬選挙1校、資料貸出5校

平成29年実績：出前授業2校、模擬選挙4校、資料貸出6校

4 選挙執行予定

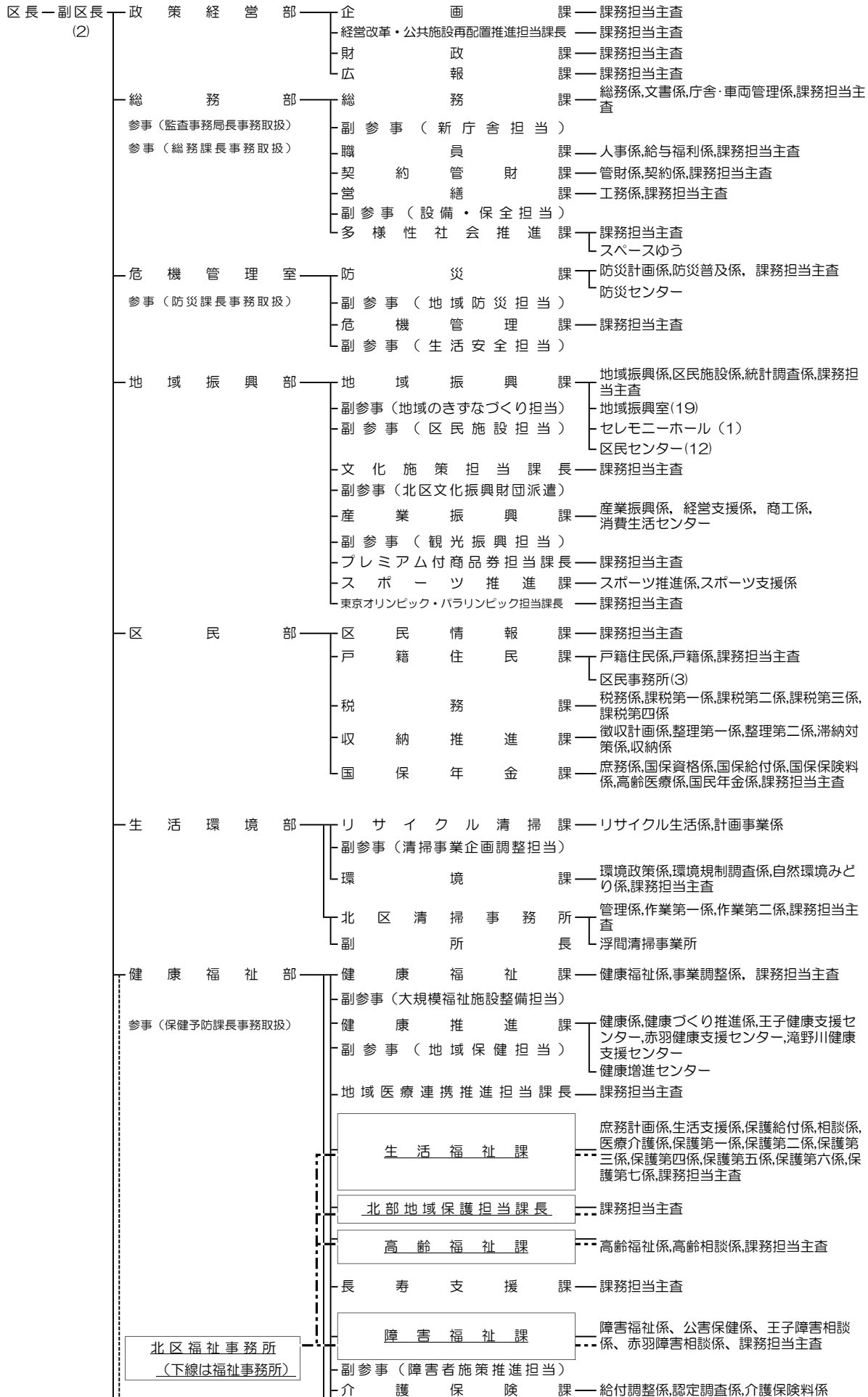
平成31年4月21日執行 区議会議員・区長選挙（166, 507千円）

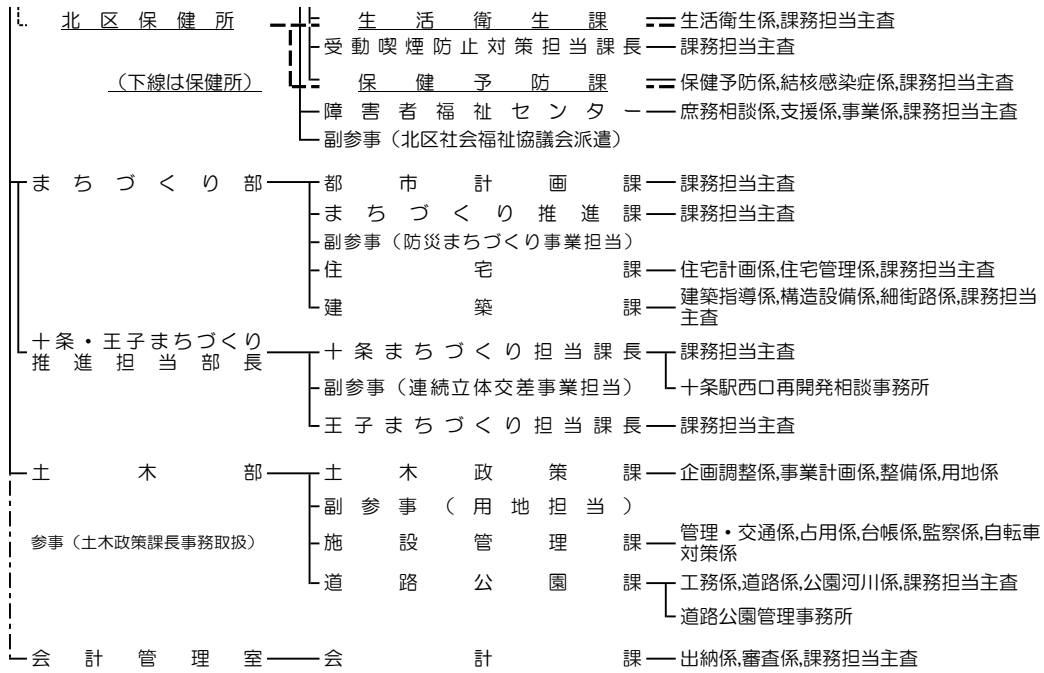
令和元年7月21日執行予定 参議院議員選挙（149, 139千円）

(白紙)

北区組織図

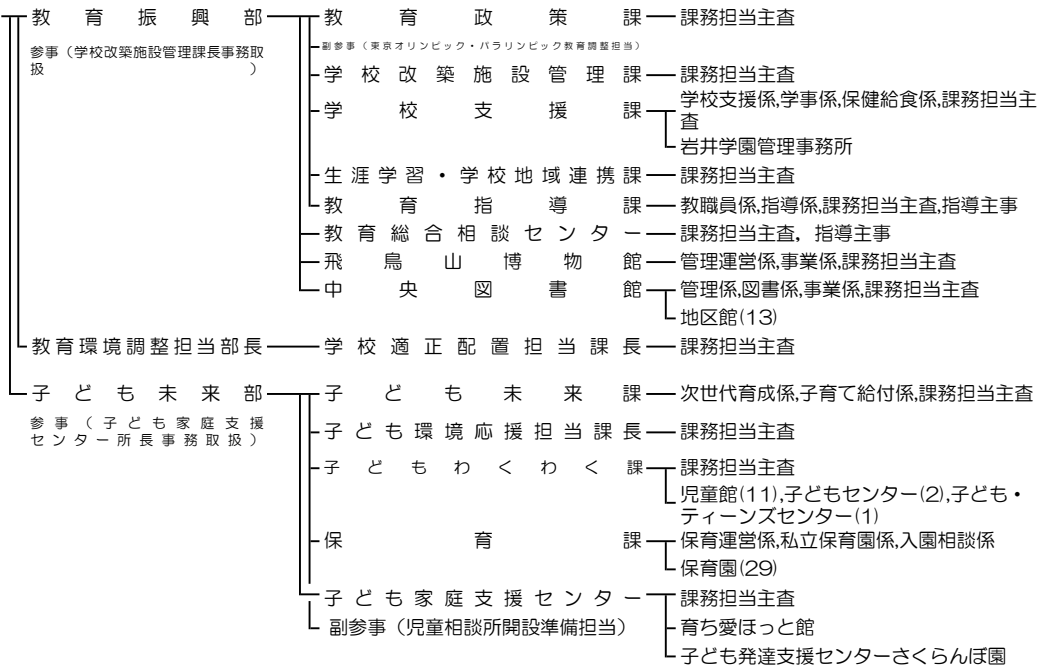
北 区 組 織 図 (平成31年4月)





教育委員会

教育長



監査委員 — 監査事務局 — 課務担当主査

選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局 — 課務担当主査

区議会 — 区議会事務局 — 次長 — 庶務係, 議事調査係, 課務担当主査

事務事業の概要と現況 ー令和元年5月ー

政策経営部・総務部
危機管理室・会計管理室
監査事務局・
選挙管理委員会事務局

刊行物登録番号
31-1-021

令和元年5月発行

発行

東京都北区総務部総務課
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 3908-8623